

青森県 漁業権に関する情報一覧

【共同漁業権（青森県東部海区）】

免許番号	漁業権者	団体・個別の別
東共第1号	階上漁業協同組合	団体漁業権
東共第2号	階上漁業協同組合	団体漁業権
東共第3号	八戸市南浜漁業協同組合	団体漁業権
東共第4号	八戸市南浜漁業協同組合	団体漁業権
東共第5号	八戸鮫浦漁業協同組合	団体漁業権
東共第6号	八戸鮫浦漁業協同組合	団体漁業権
東共第7号	八戸みなと漁業協同組合	団体漁業権
東共第8号	八戸みなと漁業協同組合	団体漁業権
東共第9号	市川漁業協同組合	団体漁業権
東共第10号	市川漁業協同組合	団体漁業権
東共第11号	百石町漁業協同組合	団体漁業権
東共第12号	百石町漁業協同組合	団体漁業権
東共第13号	三沢市漁業協同組合	団体漁業権
東共第14号	三沢市漁業協同組合	団体漁業権
東共第15号	六ヶ所村漁業協同組合 六ヶ所村海水漁業協同組合	団体漁業権
東共第16号	六ヶ所村漁業協同組合 六ヶ所村海水漁業協同組合	団体漁業権
東共第17号	六ヶ所村海水漁業協同組合	団体漁業権
東共第18号	六ヶ所村海水漁業協同組合	団体漁業権
東共第19号	泊漁業協同組合	団体漁業権
東共第20号	泊漁業協同組合	団体漁業権
東共第21号	白糠漁業協同組合 小田野沢漁業協同組合	団体漁業権
東共第22号	白糠漁業協同組合 小田野沢漁業協同組合	団体漁業権
東共第23号	尻労漁業協同組合 猿ヶ森漁業協同組合	団体漁業権
東共第24号	尻労漁業協同組合 猿ヶ森漁業協同組合	団体漁業権
東共第25号	尻屋漁業協同組合	団体漁業権
東共第26号	尻屋漁業協同組合	団体漁業権
東共第27号	岩屋漁業協同組合	団体漁業権
東共第28号	岩屋漁業協同組合	団体漁業権
東共第29号	野牛漁業協同組合	団体漁業権
東共第30号	野牛漁業協同組合	団体漁業権
東共第31号	石持漁業協同組合	団体漁業権

東共第32号	石持漁業協同組合	団体漁業権
東共第33号	関根浜漁業協同組合	団体漁業権
東共第34号	関根浜漁業協同組合	団体漁業権
東共第35号	大畑町漁業協同組合	団体漁業権
東共第36号	大畑町漁業協同組合	団体漁業権
東共第37号	風間浦漁業協同組合	団体漁業権
東共第38号	風間浦漁業協同組合	団体漁業権
東共第39号	風間浦漁業協同組合	団体漁業権
東共第40号	風間浦漁業協同組合	団体漁業権
東共第41号	風間浦漁業協同組合	団体漁業権
東共第42号	風間浦漁業協同組合	団体漁業権
東共第43号	大間漁業協同組合	団体漁業権
東共第44号	大間漁業協同組合	団体漁業権
東共第45号	奥戸漁業協同組合	団体漁業権
東共第46号	奥戸漁業協同組合	団体漁業権
東共第47号	佐井村漁業協同組合	団体漁業権
東共第48号	佐井村漁業協同組合	団体漁業権
東共第49号	大間漁業協同組合	団体漁業権
東共第50号	三沢市漁業協同組合 百石町漁業協同組合 市川漁業協同組合 八戸みなと漁業協同組合 八戸鮫浦漁業協同組合	団体漁業権
東共第51号	三沢市漁業協同組合 百石町漁業協同組合 市川漁業協同組合 八戸みなと漁業協同組合 八戸鮫浦漁業協同組合 八戸市南浜漁業協同組合 階上漁業協同組合	団体漁業権
東共第52号	八戸市南浜漁業協同組合	団体漁業権
東共第53号	市川漁業協同組合	団体漁業権
東共第54号	百石町漁業協同組合	団体漁業権
東共第55号	三沢市漁業協同組合	団体漁業権
東共第56号	六ヶ所村漁業協同組合 六ヶ所村海水漁業協同組合	団体漁業権
東共第57号	六ヶ所村海水漁業協同組合	団体漁業権
東共第58号	岩屋漁業協同組合	団体漁業権

東共第59号	野牛漁業協同組合	団体漁業権
--------	----------	-------

※漁場の位置及び区域、漁業の種類、漁業時期、存続期間、関係地区、条件については、別添の海区漁場計画のとおり

- 1 漁場番号 東共第1号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	あさり漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	〃	あわび漁業	〃
	あまのり漁業	〃	いがい漁業	〃
	ふのり漁業	〃	もすそがい漁業	〃
	ぎんなんそう漁業	〃	ほたてがい漁業	〃
	つまた漁業	〃	なみがい漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃	たこ漁業	〃
	まつも漁業	〃	なまこ漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃	うに漁業	〃
	さらがい漁業	〃	ほや漁業	〃
	びのすがい漁業	〃	えらこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県三戸郡階上町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第1号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第1号 青森県と岩手県との境の廿一川尻に設置した標柱
 ア 基点第1号から磁針方位78度30分3,000メートルの点
 イ ウから真方位50度30分1,800メートルの点
 ウ エから真方位7度30分330メートルの点
 エ オから真方位81度30分400メートルの点
 オ 基点第2号から真方位63度30分300メートルの点
 基点第2号 青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県三戸郡階上町
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 東共第2号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	〃
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	そい・たなご刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	〃
	かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	さめ・たら刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	〃
	そい・あいなめ籠漁業	〃
	はも(あなご)胴漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県三戸郡階上町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第1号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第1号 青森県と岩手県との境の廿一川尻に設置した標柱
 ア 基点第1号から磁針方位78度30分3,000メートルの点
 イ ウから真方位50度30分1,800メートルの点
 ウ エから真方位7度30分330メートルの点
 エ オから真方位81度30分400メートルの点
 オ 基点第2号から真方位63度30分300メートルの点
 基点第2号 青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県三戸郡階上町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。
 さけ・ます小型定置漁業 2ヶ統以内
 さけ刺網漁業 150ヶ統以内
- ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 漁場番号 東共第3号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	さらがい漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	〃	びのすがい漁業	〃
	あまのり漁業	〃	あわび漁業	〃
	ふのり漁業	〃	いがい漁業	〃
	あかば漁業 (あかはた)	〃	もすそがい漁業	〃
	ぎんなんそう漁業	〃	たこ漁業	〃
	つのまた漁業	〃	なまこ漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃	うに漁業	〃
	まつも漁業	〃	ほや漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃	えらこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県三戸郡と八戸市との境から同市大字鮫町字小舟渡平に至る地先

(3) 漁場の区域 次の基点第2号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第2号 青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻に設置した標柱

ア 基点第2号から真方位63度30分300メートルの点

イ 点アから真方位81度30分400メートルの点

ウ 点イから真方位7度30分330メートルの点

エ 点ウから真方位50度30分1, 800メートルの点

オ 基点第3号から真方位54度30分1, 500メートルの点

基点第3号 青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県八戸市大字鮫町字白浜・字深久保・字種差・字法師浜・字大久喜及び大字金浜
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 東共第4号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ籠漁業	〃
	かに籠漁業	〃
	そい・あいなめ籠漁業	〃
	はも(あなご)胴漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県三戸郡と八戸市との境から同市大字鮫町字小舟渡平に至る地先

(3) 漁場の区域 次の基点第2号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第2号 青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻に設置した標柱

ア 基点第2号から真方位63度30分300メートルの点

イ 点アから真方位81度30分400メートルの点

ウ 点イから真方位7度30分330メートルの点

エ 点ウから真方位50度30分1, 800メートルの点

オ 基点第3号から真方位54度30分1, 500メートルの点

基点第3号 青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県八戸市大字鮫町字白浜・字深久保・字種差・字法師浜・字大久喜及び大字金浜
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設するさけ刺網漁業の統数は、130ヶ統以内に限る。
- ② かれい・ひらめ刺網漁業の目は、3寸5分以上とする。

- 1 漁場番号 東共第5号
 2 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	ほっきがい漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	〃	さらがい漁業	〃
	あまのり漁業	〃	びのすがい漁業	〃
	ふのり漁業	〃	あさり漁業	〃
	あかば漁業 (あかはた)	〃	あわび漁業	〃
	ぎんなんそう漁業	〃	いがい漁業	〃
	つのまた漁業	〃	たこ漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃	なまこ漁業	〃
	まつも漁業	〃	うに漁業	〃
	ひじき漁業	〃	ほや漁業	〃
	ちがいそ漁業	〃	えらこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字日蔭沢から字日の出町に至る地先

(3) 漁場の区域 次の基点第3号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし基点第4号、カ、オ、エ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びブの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びク、ケ、コ、サ、ソ、タ、チ、ツ、テ及びクの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第3号 青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱

ア 基点第3号から真方位54度30分1, 500メートルの点

イ セ(青森県八戸市大字鮫町字下盲久保25番地恵比須浜岩礁に設置した標柱)から真方位53度30分2, 000メートルの点

ウ セから真方位352度30分1, 500メートルの点

エ セから真方位297度30分1, 800メートルの点

オ カから真方位326度1, 000メートルの点

カ 八戸港蕪島防波堤灯台から真方位267度30分920メートルの点

基点第4号 青森県八戸市3, 000トン岸壁の北端(6号物揚場西角)

キ ウとエを結ぶ直線上、エから110メートルの点

ク エとキを結ぶ直線に対し、キから右側夾角65度30分565メートルの点

ケ キとクを結ぶ直線に対し、クから左側夾角161度30分100メー

トルの点

コ クとケを結ぶ直線に対し、ケから左側夾角174度30分68メートルの点

サ ケとコを結ぶ直線に対し、コから左側夾角169度85メートルの点
 シ コとサを結ぶ直線に対し、サから左側夾角171度30分680メートルの点

ス サとシを結ぶ直線に対し、シから右側夾角151度85メートルの点
 ソ サとシを結ぶ直線上、シから40メートルの点

タ サとシを結ぶ直線に対し、ソから左側夾角91度32分665メートルの点

チ ソとタを結ぶ直線に対し、タから左側夾角143度57分115メートルの点

ツ タとチを結ぶ直線に対し、チから左側夾角90度1, 019メートルの点

テ キとクを結ぶ直線上クから164メートルの点

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで

5 関係地区 青森県八戸市大字鮫町字二子石、字冷水、字林通、字小長根、字福沢久保、字忍町、字二見町、字持越沢、字住吉町、字上手代森、字ハンキ沢、字蟻子、字下手代森、字大開、字縫久保、字上鮫、字居合、字鮫、字日の出町、字上松苗場、字下松苗場、字下盲久保、字上盲久保及び字小舟渡平

6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 東共第6号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	ます・すずき刺網漁業	3月1日から12月31日まで
	そい・たなご刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	〃
	かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ籠漁業	〃
	かに籠漁業	〃
	そい・あいなめ籠漁業	〃
	はも(あなご)胴漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字日蔭沢から字日の出町に至る地先

(3) 漁場の区域 次の基点第3号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし基点第4号、カ、オ、エ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びク、ケ、コ、サ、ソ、タ、チ、ツ、テ及びクの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

- 基点第3号 青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱
ア 基点第3号から真方位54度30分1, 500メートルの点
イ セ(青森県八戸市大字鮫町字下盲久保25番地恵比須浜岩礁に設置した標柱)から真方位53度30分2, 000メートルの点
ウ セから真方位352度30分1, 500メートルの点
エ セから真方位297度30分1, 800メートルの点
オ カから真方位326度1, 000メートルの点
カ 八戸港蕪島防波堤灯台から真方位267度30分920メートルの点
基点第4号 青森県八戸市3, 000トン岸壁の北端(6号物揚場西角)
キ ウとエを結ぶ直線上、エから110メートルの点
ク エとキを結ぶ直線に対し、キから右側夾角65度30分565メートルの点
ケ キとクを結ぶ直線に対し、クから左側夾角161度30分100メートルの点
コ クとケを結ぶ直線に対し、ケから左側夾角174度30分68メー

ルの点

- サ ケとコを結ぶ直線に対し、コから左側夾角169度85メートルの点
シ コとサを結ぶ直線に対し、サから左側夾角171度30分680メートルの点
ス サとシを結ぶ直線に対し、シから右側夾角151度85メートルの点
ソ サとシを結ぶ直線上、シから40メートルの点
タ サとシを結ぶ直線に対し、ソから左側夾角91度32分665メートルの点
チ ソとタを結ぶ直線に対し、タから左側夾角143度57分115メートルの点
ツ タとチを結ぶ直線に対し、チから左側夾角90度1, 019メートルの点
テ キとクを結ぶ直線上クから164メートルの点

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
5 関係地区 青森県八戸市大字鮫町字二子石、字冷水、字林通、字小長根、字福沢久保、字忍町、字二見町、字持越沢、字住吉町、字上手代森、字ハンキ沢、字蟻子、字下手代森、字大開、字継久保、字上鮫、字居合、字鮫、字日の出町、字上松苗場、字下松苗場、字下盲久保、字上盲久保及び字小舟渡平

6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
① 漁場の区域内に敷設するさけ刺網漁業の統数は、80ヶ統以内に限る。
② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 漁場番号 東共第7号
 2 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	ほっきがい漁業	1月1日から 12月31日まで	たこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	さらがい漁業	〃	なまこ漁業	〃
	えぞばかがい漁業	〃		

- (2) 漁場の位置 青森県八戸市大字白銀町、築港街、大字湊町、新湊及び大字河原木地先
 (3) 漁場の区域 次の基点第4号、ア、イ、ウ及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と基点第5号からエに至る最大高潮時海岸線、エとオを結んだ直線ならびにオから基点4号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし次の基点第4号、ア、イ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び基点第5号を順次に結んだ線と基点第5号からエに至る最大高潮時海岸線、エとオを結んだ直線ならびにオから基点4号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第4号 青森県八戸市3,000トン岸壁（以下「3,000トン岸壁」）の北端（6号物揚場西角）

- ア 八戸港蕪島防波堤灯台から真方位267度30分920メートルの点
- イ アから真方位326度1,000メートルの点
- ウ 基点第5号から真方位57度2,200メートルの点

基点第5号 青森県八戸市大字河原木と大字市川町との境に設置した標柱

- エ 青森県八戸市新井田川、川口防波堤基部
- オ 青森県八戸市新井田川右岸導流堤基部と同堤突端とを結ぶ直線上、同堤基部から63メートルの点
- カ イとウを結ぶ直線上イから1,920メートルの点
- キ イとカを結ぶ直線に対し、カから左側夾角91度30分425メートルの点
- ク コとケを結ぶ直線に対し、ケから左側夾角56度22メートルの点
- ケ コから青森県八戸市第二工業港北防波堤（以下「北防波堤」という）北側沿線上160メートルの点
- コ 北防波堤北側沿線第2屈折点
- サ 基点第5号とシを結んだ直線に対し、シから右側夾角81度30分1,330メートルの点
- シ 基点第5号から真方位57度620メートルの点

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで

- 5 関係地区 青森県八戸市
 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 東共第8号
 2 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かに刺網漁業	3月1日から12月31日まで
	しらうお・ちか刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ籠漁業	〃
	かに籠漁業	〃
	そい・あいなめ籠漁業	〃
はも(あなご)胴漁業	〃	

- (2) 漁場の位置 青森県八戸市大字白銀町、築港街、大字湊町、新湊及び大字河原木地先
 (3) 漁場の区域 次の基点第4号、ア、イ、ウ及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と

基点第5号からエに至る最大高潮時海岸線、エとオを結んだ直線ならびにオから基点4号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし次の基点第4号、ア、イ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び基点第5号を順次に結んだ線と基点第5号からエに至る最大高潮時海岸線、エとオを結んだ直線ならびにオから基点4号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第4号 青森県八戸市3,000トン岸壁(以下「3,000トン岸壁」)の北端(6号物揚場西角)

ア 八戸港蕪島防波堤灯台から真方位267度30分920メートルの点

イ アから真方位326度1,000メートルの点

ウ 基点第5号から真方位57度2,200メートルの点

基点第5号 青森県八戸市大字河原木と大字市川町との境に設置した標柱

エ 青森県八戸市新井田川、川口防波堤基部

オ 青森県八戸市新井田川右岸導流堤基部と同堤突端とを結ぶ直線上、同堤基部から63メートルの点

カ イとウを結ぶ直線上イから1,920メートルの点

キ イとカを結ぶ直線に対し、カから左側夾角91度30分425メートルの点

ク コとケを結ぶ直線に対し、ケから左側夾角56度22メートルの点

ケ コから青森県八戸市第二工業港北防波堤(以下「北防波堤」という)

北側沿線上160メートルの点

コ 北防波堤北側沿線第2屈折点

サ 基点第5号とシを結んだ直線に対し、シから右側夾角81度30分1,330メートルの点

シ 基点第5号から真方位57度620メートルの点

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
 5 関係地区 青森県八戸市
 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。

さけ・ます小型定置漁業 5ケ統以内

さけ刺網漁業 110ケ統以内

- ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 漁場番号 東共第9号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	ほっきがい漁業	1月1日から 12月31日まで	えぞばかがい漁業	1月1日から 12月31日まで
	さらがい漁業	〃	たこ漁業	〃
	あさり漁業	〃	えらこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字市川町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第5号、ア、イ及びチの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第5号、ウ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く

基点第5号 青森県八戸市大字河原木と大字市川町との境に設置した標柱

ア 基点第5号から真方位57度2, 200メートルの点

イ チから真方位67度30分2, 200メートルの点

ウ 基点第5号から真方位57度620メートルの点

エ 基点第5号とウとを結ぶ直線に対し、ウから左側夾角98度30分1, 470メートルの点

オ ウとエとを結ぶ直線に対し、エから左側夾角113度580メートルの点

カ エとオとを結ぶ直線に対し、オから左側夾角160度115メートルの点

キ ウとエを結ぶ直線上、ウから706メートルの点

ク ウとエとを結ぶ直線に対し、キから右側夾角28度54分507メートルの点

ケ キとクとを結ぶ直線に対し、クから右側夾角90度27メートルの点

コ クとケとを結ぶ直線に対し、ケから左側夾角90度93メートルの点

サ ケとコとを結ぶ直線に対し、コから左側夾角90度98メートルの点

シ コとサとを結ぶ直線に対し、サから左側夾角90度69メートルの点

ス サとシとを結ぶ直線に対し、シから左側夾角90度2メートルの点

セ シとスとを結ぶ直線に対し、スから右側夾角90度621メートルの点

ソ スとセとを結ぶ直線に対し、セから右側夾角171度52分47メートルの点

タ ウとエを結ぶ直線上、ウから909メートルの点

チ 基点第6号から真方位67度30分215メートルの点
基点第6号 青森県上北郡おいらせ町東下川原24番地の1に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県八戸市大字市川町
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 東共第10号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	〃
	かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	しらうお刺網漁業	12月1日から翌年5月31日まで
	たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	〃
	そい・あいなめ籠漁業	〃
	はも(あなご)胴漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字市川町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第5号、ア、イ及びチの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第5号、ウ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く

基点第5号 青森県八戸市大字河原木と大字市川町との境に設置した標柱

ア 基点第5号から真方位57度2', 200メートルの点

イ チから真方位67度30分2', 200メートルの点

ウ 基点第5号から真方位57度6'20メートルの点

エ 基点第5号とウとを結ぶ直線に対し、ウから左側夾角98度30分1', 470メートルの点

オ ウとエとを結ぶ直線に対し、エから左側夾角113度580メートルの点

カ エとオとを結ぶ直線に対し、オから左側夾角160度115メートルの点

キ ウとエを結ぶ直線上、ウから706メートルの点

ク ウとエとを結ぶ直線に対し、キから右側夾角28度54分507メートルの点

ケ キとクとを結ぶ直線に対し、クから右側夾角90度27メートルの点

コ クとケとを結ぶ直線に対し、ケから左側夾角90度93メートルの点

サ ケとコとを結ぶ直線に対し、コから左側夾角90度98メートルの点

シ コとサとを結ぶ直線に対し、サから左側夾角90度69メートルの点

ス サとシとを結ぶ直線に対し、シから左側夾角90度2メートルの点

セ シとスとを結ぶ直線に対し、スから右側夾角90度621メートルの

点

ソ スとセとを結ぶ直線に対し、セから右側夾角171度52分47メートルの点

タ ウとエを結ぶ直線上、ウから909メートルの点

チ 基点第6号から真方位67度30分2'15メートルの点

基点第6号 青森県上北郡おいらせ町東下川原24番地の1に設置した標柱

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで

5 関係地区 青森県八戸市大字市川町

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業の統数は、3ヶ統以内に限る。

② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 漁場番号 東共第11号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	たこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	〃	うに漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃	なまこ漁業	〃
	さらがい漁業	〃	ほや漁業	〃
	あわび漁業	〃	えらこ漁業	〃
	ほたてがい漁業	〃	かき漁業	〃
	えぞばかがい漁業	〃		

(2) 漁場の位置 青森県上北郡おいらせ町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第6号 青森県上北郡おいらせ町東下川原24番地の1に設置した標柱

ア 基点第6号から真方位67度30分21.5メートルの点

イ アから真方位67度30分2,200メートルの点

ウ 基点第7号から真方位67度30分2,200メートルの点

基点第7号 青森県上北郡おいらせ町と三沢市との境に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県上北郡おいらせ町のうち(平成18年2月28日における旧上北郡百石町の区域に限る。)
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 東共第12号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	さけ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	しらうお刺網漁業	12月1日から翌年8月31日まで
	かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	〃
	そい・あいなめ籠漁業	〃
	はも(あなご)胴漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県上北郡おいらせ町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第6号 青森県上北郡おいらせ町東下川原24番地の1に設置した標柱

ア 基点第6号から真方位67度30分21.5メートルの点

イ アから真方位67度30分2,200メートルの点

ウ 基点第7号から真方位67度30分2,200メートルの点

基点第7号 青森県上北郡おいらせ町と三沢市との境に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県上北郡おいらせ町のうち(平成18年2月28日における旧上北郡百石町の区域に限る。)
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ小型定置漁業の統数は、次のとおりとする。

さけ・ます小型定置漁業 1ヶ統以内に限る。

さけ小型定置漁業 1ヶ統以内に限る。

② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 漁場番号 東共第13号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	こたまがい漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	〃	ほたてがい漁業	〃
	まつも漁業	〃	えぞばかがい漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃	たこ漁業	〃
	さらがい漁業	〃	うに漁業	〃
	あわび漁業	〃	えらこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県三沢市地先

(3) 漁場の区域 次の基点第7号、ア、イ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第7号 青森県上北郡おいらせ町と三沢市との境に設置した標柱

ア 基点第7号から真方位67度30分2, 200メートルの点

イ 基点第8号から真方位82度30分2, 000メートルの点

基点第8号 青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森13番地に設置した標柱から真方位354度30分364メートルの点から真方位82度30分の直線上の高瀬川右岸洲先に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県三沢市、上北郡おいらせ町二川目
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 東共第14号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	いわし刺網漁業	5月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	しらうお刺網漁業	12月1日から翌年6月30日まで
	かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	ぼら刺網漁業	1月1日から6月30日まで
	たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	〃
	そい・あいなめ籠漁業	〃
	はも(あなご)胴漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県三沢市地先

(3) 漁場の区域 次の基点第7号、ア、イ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第7号 青森県上北郡おいらせ町と三沢市との境に設置した標柱

ア 基点第7号から真方位67度30分2, 200メートルの点

イ 基点第8号から真方位82度30分2, 000メートルの点

基点第8号 青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森13番地に設置した標柱から真方位354度30分364メートルの点から真方位82度30分の直線上の高瀬川右岸洲先に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県三沢市、上北郡おいらせ町二川目
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業の統数は、4ヶ統以内に限定。
- ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

1 漁場番号 東共第15号

2 免許の内容たる事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	たこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	〃	なまこ漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃	うに漁業	〃
	あわび漁業	〃	ほや漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内及び大字平沼地先

(3) 漁場の区域 次の基点第8号、ア、オ及びカの各点を順次に結んだ直線、コを中心とする半径1,000メートルの円弧のうちカからキに至る線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第8号 青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森13番地に設置した標柱から真方位354度30分364メートルの点から真方位82度30分の直線上の高瀬川右岸洲先に設置した標柱

ア 基点第8号から真方位82度30分2,000メートルの点

オ アとイ(基点第9号(青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱)から真方位80度30分2,000メートルの点)とを結ぶ直線とク(ケ(青森県上北郡六ヶ所村大字出戸、標高12メートルの棚ノ沢三角点から真方位109度5,850メートルの点)から真方位177度9,980メートルの点)から真方位238度に引いた直線との交点

カ オから真方位238度の直線とコ(青森県上北郡六ヶ所村大字平沼標高10.7メートルの旧平沼三角点)を中心とする半径1,000メートルの円弧との交点

キ コを中心とする半径1,000メートルの円弧と最大高潮時海岸線との北側交点

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで

5 関係地区 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内、大字平沼、大字鷹架、大字尾駸及び大字出戸

6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

1 漁場番号 東共第16号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	〃
	いわし刺網漁業	5月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内及び大字平沼地先

(3) 漁場の区域 次の基点第8号、ア、オ及びカの各点を順次に結んだ直線、コを中心とする半径1,000メートルの円弧のうちカからキに至る線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第8号 青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森13番地に設置した標柱から真方位354度30分364メートルの点から真方位82度30分の直線上の高瀬川右岸洲先に設置した標柱

ア 基点第8号から真方位82度30分2,000メートルの点

オ アとイ(基点第9号(青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱)から真方位80度30分2,000メートルの点)とを結ぶ直線とク(ケ(青森県上北郡六ヶ所村大字出戸、標高12メートルの棚ノ沢三角点から真方位109度5,850メートルの点)から真方位177度9,980メートルの点)から真方位238度に引いた直線との交点

カ オから真方位238度の直線とコ(青森県上北郡六ヶ所村大字平沼標高10.7メートルの旧平沼三角点)を中心とする半径1,000メートルの円弧との交点

キ コを中心とする半径1,000メートルの円弧と最大高潮時海岸線との北側交点

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで

5 関係地区 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内、大字平沼、大字鷹架、大字尾駸及び大字出戸

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業の統数は、2ヶ統以内に限る。
- ② かれい・ひらめ刺網漁業の目は、3寸5分以上とする。

- 1 漁場番号 東共第17号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	たこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	〃	なまこ漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃	うに漁業	〃
	あわび漁業	〃	ほや漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸地先

(3) 漁場の区域 次の基点第9号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第9号 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱

ア 基点第9号から真方位80度30分3, 700メートルの点

イ エ (青森県上北郡六ヶ所村大字出戸、標高12メートルの棚ノ沢三角点から真方位109度5, 850メートルの点) から真方位270度1, 600メートルの点

ウ エから真方位270度に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈、倉内、鷹架及び大字出戸
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 東共第18号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	〃
	いわし刺網漁業	5月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸地先

(3) 漁場の区域 次の基点第9号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第9号 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱

ア 基点第9号から真方位80度30分3, 700メートルの点

イ エ (青森県上北郡六ヶ所村大字出戸、標高12メートルの棚ノ沢三角点から真方位109度5, 850メートルの点) から真方位270度1, 600メートルの点

ウ エから真方位270度に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈、倉内、鷹架及び大字出戸
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業の統数は、4ヶ統以内に限る。
- ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 漁場番号 東共第19号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	ほっきがい漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	〃	あわび漁業	〃
	あまのり漁業	〃	いがい漁業	〃
	ふのり漁業	〃	くぼがい漁業	〃
	つのまた漁業	〃	かき漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃	たこ漁業	〃
	まつも漁業	〃	なまこ漁業	〃
	ひじき漁業	〃	うに漁業	〃
	ちがいそ漁業	〃	ほや漁業	〃
	かたのり漁業	〃	えらこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字泊地先

(3) 漁場の区域 次の基点第9号、ア、イ、ウ及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第9号 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱

ア 基点第9号から真方位80度30分3, 700メートルの点

イ 青森県上北郡六ヶ所村、中山崎に設置した標柱から真方位94度30分3, 700メートルの点

ウ 基点第10号から真方位70度30分3, 700メートルの点

基点第10号 青森県上北郡と下北郡との境の物見崎に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県上北郡六ヶ所村大字泊
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 東共第20号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	〃
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	いわし刺網漁業	5月1日から12月31日まで
	そい・たなご刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	〃
	かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	さめ・たら・あんこう刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ籠漁業	〃
かに籠漁業	〃	

(2) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字泊地先

(3) 漁場の区域 次の基点第9号、ア、イ、ウ及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第9号 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱

ア 基点第9号から真方位80度30分3, 700メートルの点

イ 青森県上北郡六ヶ所村、中山崎に設置した標柱から真方位94度30分3, 700メートルの点

ウ 基点第10号から真方位70度30分3, 700メートルの点

基点第10号 青森県上北郡と下北郡との境の物見崎に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県上北郡六ヶ所村大字泊
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。

さけ・ます小型定置漁業 4ヶ統以内

さけ刺網漁業 250ヶ統以内

② かれい・ひらめ刺網漁業の目は、3寸5分以上とする。

- 1 漁場番号 東共第21号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	ちがいそ漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	〃	あわび漁業	〃
	あまのり漁業	〃	いがい漁業	〃
	ふのり漁業	〃	くぼがい漁業	〃
	ぎんなんそう漁業	〃	たこ漁業	〃
	つのもた漁業	〃	なまこ漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃	うに漁業	〃
	まつも漁業	〃	ほや漁業	〃
	ひじき漁業	〃	えらこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字白糠及び大字小田野沢地先

(3) 漁場の区域 次の基点第10号、ア、イ及び基点第11号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第10号 青森県上北郡と下北郡との境の物見崎に設置した標柱

ア 基点第10号から真方位70度30分3、700メートルの点

イ 基点第11号から真方位92度30分3、800メートルの点

基点第11号 青森県下北郡東通村大字小田野沢と大字猿ヶ森との境に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡東通村大字白糠及び大字小田野沢
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 東共第22号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	〃
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	そい・たなご刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	〃
	かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	さめ・たら・あんこう刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ籠漁業	〃
	かに籠漁業	6月1日から10月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字白糠及び大字小田野沢地先

(3) 漁場の区域 次の基点第10号、ア、イ及び基点第11号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第10号 青森県上北郡と下北郡との境の物見崎に設置した標柱

ア 基点第10号から真方位70度30分3、700メートルの点

イ 基点第11号から真方位92度30分3、800メートルの点

基点第11号 青森県下北郡東通村大字小田野沢と大字猿ヶ森との境に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡東通村大字白糠及び大字小田野沢
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。

さけ・ます小型定置漁業 4ヶ統以内

さけ刺網漁業 250ヶ統以内

- ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 漁場番号 東共第23号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	ひじき漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	〃	ちがいそ漁業	〃
	あまのり漁業	〃	あわび漁業	〃
	ふのり漁業	〃	くぼがい漁業	〃
	あかば漁業	〃	たこ漁業	〃
	ぎんなんそう漁業	〃	なまこ漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃	うに漁業	〃
	まつも漁業	〃	ほや漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字猿ヶ森及び大字尻労地先

(3) 漁場の区域 次の基点第12号、ア、イ、ウ、エ及び基点第13号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第12号 青森県下北郡東通村大字尻労字高倉38番地に設置した標柱
 ア 基点第12号から真方位104度30分500メートルの点
 イ 青森県下北郡東通村大字小田野沢と大字猿ヶ森との境に設置した標柱
 (基点第11号) から真方位92度30分500メートルの点
 ウ イから真方位92度30分3,300メートルの点
 エ 基点第13号から真方位122度30分3,700メートルの点
 基点第13号 青森県下北郡東通村大字尻屋、かまの崎に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡東通村大字猿ヶ森及び大字尻労
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 東共第24号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	〃
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	さめ・たら刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ籠漁業	〃
かに籠漁業	4月1日から12月31日まで	

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字猿ヶ森及び大字尻労地先

(3) 漁場の区域 次の基点第12号、ア、イ、ウ、エ及び基点第13号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第12号 青森県下北郡東通村大字尻労字高倉38番地に設置した標柱
 ア 基点第12号から真方位104度30分500メートルの点
 イ 青森県下北郡東通村大字小田野沢と大字猿ヶ森との境に設置した標柱
 (基点第11号) から真方位92度30分500メートルの点
 ウ イから真方位92度30分3,300メートルの点
 エ 基点第13号から真方位122度30分3,700メートルの点
 基点第13号 青森県下北郡東通村大字尻屋、かまの崎に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡東通村大字猿ヶ森及び大字尻労
- 6 その他
 - (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。
 - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 - ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。
 - さけ・ます小型定置漁業 5ヶ統以内
 - さけ刺網漁業 130ヶ統以内
 - ② かれい・ひらめ刺網漁業の目は、3寸5分以上とする。

- 1 漁場番号 東共第25号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	もずく漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	〃	あさり漁業	〃
	あまのり漁業	〃	あわび漁業	〃
	ふのり漁業	〃	いがい漁業	〃
	あかば漁業	〃	くぼがい漁業	〃
	ぎんなんそう漁業	〃	えぞぼらがい漁業	〃
	つのまた漁業	〃	たこ漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃	なまこ漁業	〃
	まつも漁業	〃	うに漁業	〃
	ひじき漁業	〃	ほや漁業	〃
	ちがいそ漁業	〃	えらこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字尻屋地先

(3) 漁場の区域 次の基点第13号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第14号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次のカ、キ、ク、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト及びトからスに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ニ、ヌ、ネ、ノ及びニの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、ハ、ヒ、フ、ヘ及びハの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第13号 青森県下北郡東通村大字尻屋、かまの崎に設置した標柱

ア 基点第13号から真方位122度30分3,700メートルの点

イ 青森県下北郡東通村大字尻屋、尻屋崎に設置した標柱から真方位82度30分4,000メートルの点

ウ 同標柱から真方位55度30分4,000メートルの点

エ 同標柱から真方位345度30分4,000メートルの点

オ 基点第14号から真方位311度30分3,700メートルの点

基点第14号 青森県下北郡東通村大字尻屋と大字岩屋との境の赤坂川尻に設置した標柱

カ シ(青森県下北郡東通村大字尻屋字八峠2の5に建設した岩壁と内防波堤が交わる点)から同岩壁上15メートルの点

キ カから真方位75度30分50メートルの点

ク カとキとを結ぶ直線に対しキから右側夾角147度70メートルの点

ケ キとクとを結ぶ直線に対しクから右側夾角110度45メートルの点
 コ クとケとを結ぶ直線に対しケから右側夾角150度86メートルの点
 サ シから同岩壁上144メートルの点
 ス ナ(尻屋港尻屋防波堤灯台中心点)から真方位156度50分334.5メートルの点

セ スから真方位321度10分163メートルの点

ソ セから真方位238度30分185.5メートルの点

タ ソから真方位162度50分170.6メートルの点

チ タから真方位80度30分117.5メートルの点

ツ チから真方位141度30分20メートルの点

テ ツから真方位231度30分2.8メートルの点

ト テから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

ニ ナから真方位322度10分27メートルの点

ヌ ニから真方位246度416メートルの点

ネ ヌから真方位156度45メートルの点

ノ ネから真方位66度416メートルの点

ハ ナから真方位223度429メートルの点

ヒ ハから真方位246度47メートルの点

フ ヒから真方位156度260メートルの点

ヘ フから真方位66度47メートルの点

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡東通村大字尻屋
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 東共第26号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	〃
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	そい・たなご刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	〃
	さめ・たら刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ籠漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字尻屋地先

(3) 漁場の区域 次の基点第13号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第14号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次のカ、キ、ク、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト及びトからスに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ニ、ヌ、ネ、ノ及びニの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、ハ、ヒ、フ、ヘ及びハの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第13号 青森県下北郡東通村大字尻屋、かまの崎に設置した標柱

- ア 基点第13号から真方位122度30分3, 700メートルの点
イ 青森県下北郡東通村大字尻屋、尻屋崎に設置した標柱から真方位82度30分4, 000メートルの点
ウ 同標柱から真方位55度30分4, 000メートルの点
エ 同標柱から真方位345度30分4, 000メートルの点
オ 基点第14号から真方位311度30分3, 700メートルの点

基点第14号 青森県下北郡東通村大字尻屋と大字岩屋との境の赤坂川尻に設置した標柱

- カ シ(青森県下北郡東通村大字尻屋字八峠2の5に建設した岩壁と内防波堤が交わる点)から同岩壁上15メートルの点
キ カから真方位75度30分50メートルの点
ク カとキとを結ぶ直線に対しキから右側夾角147度70メートルの点
ケ キとクとを結ぶ直線に対しクから右側夾角110度45メートルの点

- コ クとケとを結ぶ直線に対しクから右側夾角150度86メートルの点
サ シから同岩壁上144メートルの点
ス ナ(尻屋港尻屋防波堤灯台中心点)から真方位156度50分33.4.5メートルの点
セ スから真方位321度10分163メートルの点
ソ セから真方位238度30分185.5メートルの点
タ ソから真方位162度50分170.6メートルの点
チ タから真方位80度30分117.5メートルの点
ツ チから真方位141度30分20メートルの点
テ ツから真方位231度30分2.8メートルの点
ト テから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点
ニ ナから真方位322度10分27メートルの点
ヌ ニから真方位246度416メートルの点
ネ ヌから真方位156度45メートルの点
ノ ネから真方位66度416メートルの点
ハ ハから真方位223度429メートルの点
ヒ ハから真方位246度47メートルの点
フ ヒから真方位156度260メートルの点
ヘ フから真方位66度47メートルの点

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
5 関係地区 青森県下北郡東通村大字尻屋
6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。

- さけ・ます小型定置漁業 4ケ統以内
さけ刺網漁業 72ケ統以内

② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 漁場番号 東共第27号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	〃	いがい漁業	〃
	あまのり漁業	〃	くぼがい漁業	〃
	ふのり漁業	〃	かき漁業	〃
	ぎんなんそう漁業	〃	ほたてがい漁業	〃
	つのみた漁業	〃	えぞぼらがい漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃	たこ漁業	〃
	まつも漁業	〃	なまこ漁業	〃
	ひじき漁業	〃	うに漁業	〃
	ちがいそ漁業	〃	ほや漁業	〃
	もずく漁業	〃	えらこ漁業	〃
	あさり漁業	〃		

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字岩屋地先

(3) 漁場の区域 次の基点第14号、ア、イ及び基点第15号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第14号 青森県下北郡東通村大字尻屋と大字岩屋との境の赤坂川尻に設置した標柱

ア 基点第14号から真方位311度30分3, 700メートルの点

イ 基点第15号から真方位328度3, 700メートルの点

基点第15号 青森県下北郡東通村大字岩屋と大字野牛との境の袋部川尻に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡東通村大字岩屋
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 東共第28号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ小型定置漁業	〃
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	そい・たなご刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	〃
	さめ・たら刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	えぞぼらがい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ籠漁業	〃
	かに籠漁業	〃
	あいなめ籠漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字岩屋地先

(3) 漁場の区域 次の基点第14号、ア、イ及び基点第15号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第14号 青森県下北郡東通村大字尻屋と大字岩屋との境の赤坂川尻に設置した標柱

ア 基点第14号から真方位311度30分3, 700メートルの点

イ 基点第15号から真方位328度3, 700メートルの点

基点第15号 青森県下北郡東通村大字岩屋と大字野牛との境の袋部川尻に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡東通村大字岩屋
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。
 - さけ・ます小型定置漁業 4ヶ統以内
 - さけ刺網漁業 90ヶ統以内
- ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 漁場番号 東共第29号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	たこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	〃	なまこ漁業	〃
	あわび漁業	〃	うに漁業	〃
	もすそがい漁業	〃	ほや漁業	〃
	ほたてがい漁業	〃	かき漁業	〃
	えぞぼらい漁業	〃		

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字野牛地先

(3) 漁場の区域 次の基点第15号、ア、イ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第15号 青森県下北郡東通村大字岩屋と大字野牛との境の袈部川尻に設置した標柱

ア 基点第15号から真方位328度3, 700メートルの点

イ 基点第16号から真方位356度30分3, 700メートルの点

基点第16号 青森県下北郡東通村大字野牛と大字蒲野沢との境の稲崎川尻に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡東通村大字野牛
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 東共第30号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	〃
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	もすそがい・えぞぼらい籠漁業	〃
	たこ籠漁業	〃
	あいなめ籠漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字野牛地先

(3) 漁場の区域 次の基点第15号、ア、イ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第15号 青森県下北郡東通村大字岩屋と大字野牛との境の袈部川尻に設置した標柱

ア 基点第15号から真方位328度3, 700メートルの点

イ 基点第16号から真方位356度30分3, 700メートルの点

基点第16号 青森県下北郡東通村大字野牛と大字蒲野沢との境の稲崎川尻に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡東通村大字野牛
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。

さけ・ます小型定置漁業 10ヶ統以内

さけ刺網漁業 40ヶ統以内

② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 漁場番号 東共第31号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	えぞぼらがい漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	〃	たこ漁業	〃
	あわび漁業	〃	なまこ漁業	〃
	かき漁業	〃	うに漁業	〃
	ほたてがいがい漁業	〃	ほや漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字蒲野沢字石持、字千鳥道、字浜ノ平及び大字大
利地先

(3) 漁場の区域 次の基点第16号、ア、イ及び基点第17号の各点を順次に結んだ線と
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第16号 青森県下北郡東通村大字野牛と大字蒲野沢との境の稲崎川尻に設置し
た標柱

ア 基点第16号から真方位356度30分3, 700メートルの点

イ 基点第17号から真方位15度3, 700メートルの点

基点第17号 青森県下北郡東通村とむつ市との境の小ビツケ川尻に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡東通村大字蒲野沢字石持、字千鳥道、字浜ノ平、字石持山、字
外畑、字ホヤケ平、字稲崎、字大久保及び大字大利
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
とする。

- 1 漁場番号 東共第32号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・たなご・かれい小型定置漁業	〃
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	そい・たなご・かれい刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	えぞぼらがい籠漁業	〃
	あいなめ籠漁業	〃
たこ籠漁業	〃	

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字蒲野沢字石持、字千鳥道、字浜ノ平及び大字大
利地先

(3) 漁場の区域 次の基点第16号、ア、イ及び基点第17号の各点を順次に結んだ線と
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第16号 青森県下北郡東通村大字野牛と大字蒲野沢との境の稲崎川尻に設置し
た標柱

ア 基点第16号から真方位356度30分3, 700メートルの点

イ 基点第17号から真方位15度3, 700メートルの点

基点第17号 青森県下北郡東通村とむつ市との境の小ビツケ川尻に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡東通村大字蒲野沢字石持、字千鳥道、字浜ノ平、字石持山、字
外畑、字ホヤケ平、字稲崎、字大久保及び大字大利
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のと
おりとする。

さけ・ます小型定置漁業 7ヶ統以内

さけ刺網漁業 38ヶ統以内

- 1 漁場番号 東共第33号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	〃	うに漁業	〃
	あわび漁業	〃	ほや漁業	〃
	かき漁業	〃	えらこ漁業	〃
	たこ漁業	〃		

(2) 漁場の位置 青森県むつ市大字関根地先

(3) 漁場の区域 次の基点第17号、ア、イ及び基点第18号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第17号 青森県下北郡東通村とむつ市との境の小ビツケ川尻に設置した標柱

ア 基点第17号から真方位15度3、700メートルの点

イ 基点第18号から真方位45度30分3、700メートルの点

基点第18号 青森県むつ市大字関根とむつ市大畑町正津川との境に設置した標柱

ウ 青森県むつ市大字関根宇水川目605番の旧四等三角点砂鉄場（北緯41度21分12.398秒、東経141度14分57.049秒）から真方位314度38分13秒2、139メートルの点

エ ウから真方位30度444メートルの点

オ エから真方位300度80メートルの点

カ オから真方位30度98メートルの点

キ カから真方位120度112メートルの点

ク キから真方位80度940メートルの点

ケ クから真方位120度80メートルの点

コ ケから真方位210度1、123メートルの点

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県むつ市大字関根
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 東共第34号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	〃
	かれい・ひらめ小型定置漁業	〃
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	そい・たなご刺網漁業	〃
	うに籠漁業	4月1日から7月31日まで
	えぞぼらがい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ籠漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県むつ市大字関根地先

(3) 漁場の区域 次の基点第17号、ア、イ及び基点第18号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第17号 青森県下北郡東通村とむつ市との境の小ビツケ川尻に設置した標柱

ア 基点第17号から真方位15度3、700メートルの点

イ 基点第18号から真方位45度30分3、700メートルの点

基点第18号 青森県むつ市大字関根とむつ市大畑町正津川との境に設置した標柱

ウ 青森県むつ市大字関根宇水川目605番の旧四等三角点砂鉄場（北緯41度21分12.398秒、東経141度14分57.049秒）から真方位314度38分13秒2、139メートルの点

エ ウから真方位30度444メートルの点

オ エから真方位300度80メートルの点

カ オから真方位30度98メートルの点

キ カから真方位120度112メートルの点

ク キから真方位80度940メートルの点

ケ クから真方位120度80メートルの点

コ ケから真方位210度1、123メートルの点

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県むつ市大字関根
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業の統数は、6ヶ統以内に限る。

- 1 漁場番号 東共第35号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 共 同 漁 業	こんぶ漁業	1月 1日から 12月31日まで	ひじき漁業	1月 1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	〃	ちがいそ漁業	〃
	あまのり漁業	〃	あわび漁業	〃
	ふのり漁業	〃	たこ漁業	〃
	ぎんなんそう漁業	〃	なまこ漁業	〃
	つのまた漁業	〃	うに漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃	ほや漁業	〃
	まつも漁業	〃	えらこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第18号、ア、イ及び基点第19号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第18号 青森県むつ市大字関根とむつ市大畑町正津川との境に設置した標柱

ア 基点第18号から真方位45度30分3, 700メートルの点

イ 基点第19号から真方位37度30分3, 700メートルの点

基点第19号 青森県むつ市と下北郡風間浦村との境の大赤川尻に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県むつ市大畑町
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 東共第36号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種 共 同 漁 業	さけ・ます小型定置漁業	1月 1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	そい・たなご刺網漁業	〃
	うに籠漁業	〃
	あいなめ籠漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第18号、ア、イ及び基点第19号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第18号 青森県むつ市大字関根とむつ市大畑町正津川との境に設置した標柱

ア 基点第18号から真方位45度30分3, 700メートルの点

イ 基点第19号から真方位37度30分3, 700メートルの点

基点第19号 青森県むつ市と下北郡風間浦村との境の大赤川尻に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県むつ市大畑町
- 6 その他
 - (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。
 - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業の統数は、10ヶ統以内に限る。

- 1 漁場番号 東共第37号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	ちがいそ漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	〃	あわび漁業	〃
	あまのり漁業	〃	いがい漁業	〃
	ふのり漁業	〃	くぼがい漁業	〃
	あかば漁業	〃	たこ漁業	〃
	ぎんなんそう漁業	〃	なまこ漁業	〃
	つのまた漁業	〃	うに漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃	ほや漁業	〃
	まつも漁業	〃	えらこ漁業	〃
	ひじき漁業	〃		

(2) 漁場の位置 青森県下北郡風間浦村大字下風呂地先

(3) 漁場の区域 次の基点第19号、ア、イ、ウ及び基点第20号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第19号 青森県むつ市と下北郡風間浦村との境の大赤川尻に設置した標柱

ア 基点第19号から真方位37度30分3、700メートルの点

イ ウから真方位7度3、700メートルの点

ウ 基点第20号から真方位9度15分98メートルの点

基点第20号 青森県下北郡風間浦村大字下風呂と大字易国間との境の赤石に設置した標柱

エ 青森県下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂に建設の東側防波堤の東側基部

オ エから東側防波堤の東側に沿い28メートル北方の同堤側線上の点

カ 青森県下北郡風間浦村大字下風呂字家の尻2の1に設置した標柱から真方位3度25メートルの点

キ クから真方位35度1分15メートルの点

ク 青森県下北郡風間浦村大字下風呂字家の尻、通称滝の下に設置した標柱

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで

5 関係地区 青森県下北郡風間浦村大字下風呂

6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 東共第38号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	〃
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	そい・たなご刺網漁業	〃
	かれい・ひらめ刺網漁業	〃
	さめ・たら刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡風間浦村大字下風呂地先

(3) 漁場の区域 次の基点第19号、ア、イ、ウ及び基点第20号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第19号 青森県むつ市と下北郡風間浦村との境の大赤川尻に設置した標柱

ア 基点第19号から真方位37度30分3、700メートルの点

イ ウから真方位7度3、700メートルの点

ウ 基点第20号から真方位9度15分98メートルの点

基点第20号 青森県下北郡風間浦村大字下風呂と大字易国間との境の赤石に設置した標柱

エ 青森県下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂に建設の東側防波堤の東側基部

オ エから東側防波堤の東側に沿い28メートル北方の同堤側線上の点

カ 青森県下北郡風間浦村大字下風呂字家の尻2の1に設置した標柱から真方位3度25メートルの点

キ クから真方位35度1分15メートルの点

ク 青森県下北郡風間浦村大字下風呂字家の尻、通称滝の下に設置した標柱

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで

5 関係地区 青森県下北郡風間浦村大字下風呂

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業の統数は、3ヶ統以内に限る。

② かれい・ひらめ刺網漁業の目は、3寸5分以上とする。

- 1 漁場番号 東共第39号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 共 同 漁 業	こんぶ漁業	1月 1日から 12月31日まで	もずく漁業	1月 1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	〃	あわび漁業	〃
	あまのり漁業	〃	いがい漁業	〃
	ふのり漁業	〃	くぼがい漁業	〃
	あかば漁業	〃	かき漁業	〃
	ぎんなんそう漁業	〃	たこ漁業	〃
	つのまた漁業	〃	なまこ漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃	うに漁業	〃
	まつも漁業	〃	ほや漁業	〃
	ひじき漁業	〃	えらこ漁業	〃
	ちがいそ漁業	〃	いわむし漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県下北郡風間浦村大字易国間地先

(3) 漁場の区域 次の基点第20号、ア、イ、ウ及び基点第21号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第20号 青森県下北郡風間浦村大字下風呂と大字易国間との境の赤石に設置した標柱

ア 基点第20号から真方位9度15分98メートルの点

イ アから真方位7度3, 700メートルの点

ウ 基点第21号から真方位26度30分3, 700メートルの点

基点第21号 青森県下北郡風間浦村大字易国間と大字蛇浦との境の称和石に設置した標柱

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで

5 関係地区 青森県下北郡風間浦村大字易国間

6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 東共第40号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種 共 同 漁 業	さけ小型定置漁業	9月 1日から翌年1月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	1月 1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	そい・たなご刺網漁業	〃
	うに籠漁業	〃
	たこ籠漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県下北郡風間浦村大字易国間地先

(3) 漁場の区域 次の基点第20号、ア、イ、ウ及び基点第21号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第20号 青森県下北郡風間浦村大字下風呂と大字易国間との境の赤石に設置した標柱

ア 基点第20号から真方位9度15分98メートルの点

イ アから真方位7度3, 700メートルの点

ウ 基点第21号から真方位26度30分3, 700メートルの点

基点第21号 青森県下北郡風間浦村大字易国間と大字蛇浦との境の称和石に設置した標柱

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで

5 関係地区 青森県下北郡風間浦村大字易国間

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

漁場の区域内に敷設するさけ小型定置漁業の統数は、4ヶ統以内に限る。

- 1 漁場番号 東共第41号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	〃	くぼがい漁業	〃
	あまのり漁業	〃	かき漁業	〃
	ふのり漁業	〃	えぞぼらがい漁業	〃
	あかば漁業	〃	たこ漁業	〃
	ぎんなんそう漁業	〃	なまこ漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃	うに漁業	〃
	まつも漁業	〃	ほや漁業	〃
	ひじき漁業	〃	えらこ漁業	〃
	ちがいそ漁業	〃	いわむし漁業	〃
	もずく漁業	〃		

(2) 漁場の位置 青森県下北郡風間浦村大字蛇浦地先

(3) 漁場の区域 次の基点第21号、ア、イ及び基点第22号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第21号 青森県下北郡風間浦村大字易国間と大字蛇浦との境の称和石に設置した標柱

ア 基点第21号から真方位26度30分3, 700メートルの点

イ 基点第22号から真方位38度30分3, 700メートルの点

基点第22号 青森県下北郡風間浦村と大間町との境の川中石に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡風間浦村大字蛇浦
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 東共第42号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	そい・たなご・あいなめ刺網漁業	〃
	ひらめ刺網漁業	〃
	あんこう刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	うに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	えぞぼらがい籠漁業	〃
	たこ籠漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県下北郡風間浦村大字蛇浦地先

(3) 漁場の区域 次の基点第21号、ア、イ及び基点第22号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第21号 青森県下北郡風間浦村大字易国間と大字蛇浦との境の称和石に設置した標柱

ア 基点第21号から真方位26度30分3, 700メートルの点

イ 基点第22号から真方位38度30分3, 700メートルの点

基点第22号 青森県下北郡風間浦村と大間町との境の川中石に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡風間浦村大字蛇浦
- 6 その他
 - (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。
 - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
漁場の区域内に敷設するさけ小型定置漁業の統数は、4ヶ統以内に限る。

- 1 漁場番号 東共第43号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	えごりのり漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	〃	ほんだわら漁業	〃
	あまのり漁業	〃	つるあらめ漁業	〃
	ふのり漁業	〃	あわび漁業	〃
	あかば漁業	〃	いがい漁業	〃
	ぎんなんそう漁業	〃	さざえ漁業	〃
	つまた漁業	〃	えぞぼらがい漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃	たこ漁業	〃
	まつも漁業	〃	なまこ漁業	〃
	ひじき漁業	〃	うに漁業	〃
	ちがいそ漁業	〃	ほや漁業	〃
	もずく漁業	〃	いわむし漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県下北郡大間町大字大間地先

(3) 漁場の区域 次の基点第22号、ア、イ、ウ及び基点第23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第22号 青森県下北郡風間浦村と大間町との境の川中石に設置した標柱
 ア 基点第22号から真方位38度30分3、700メートルの点
 イ 青森県下北郡大間町弁天島北端に設置した標柱から真方位342度30分3、700メートルの点
 ウ 基点第23号から真方位270度30分3、700メートルの点
 基点第23号 青森県下北郡大間町大字大間と大字奥戸との境の迎人石に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡大間町大字大間
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 東共第44号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	そい・たなご刺網漁業	〃
	かれい・ひらめ刺網漁業	〃
	さめ・たら・あんこう刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	うに籠漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡大間町大字大間地先

(3) 漁場の区域 次の基点第22号、ア、イ、ウ及び基点第23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第22号 青森県下北郡風間浦村と大間町との境の川中石に設置した標柱
 ア 基点第22号から真方位38度30分3、700メートルの点
 イ 青森県下北郡大間町弁天島北端に設置した標柱から真方位342度30分3、700メートルの点
 ウ 基点第23号から真方位270度30分3、700メートルの点
 基点第23号 青森県下北郡大間町大字大間と大字奥戸との境の迎人石に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡大間町大字大間
- 6 その他
 - (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。
 - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 漁場番号 東共第45号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	えごのり漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	〃	ほんだわら漁業	〃
	あまのり漁業	〃	あわび漁業	〃
	ふのり漁業	〃	さざえ漁業	〃
	あかば漁業	〃	たこ漁業	〃
	つのまた漁業	〃	なまこ漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃	うに漁業	〃
	ひじき漁業	〃	ほや漁業	〃
	ちがいそ漁業	〃	いわむし漁業	〃
	もずく漁業	〃		

(2) 漁場の位置 青森県下北郡大間町大字奥戸地先

(3) 漁場の区域 次の基点第23号、ア、イ及び基点第24号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第23号 青森県下北郡大間町大字大間と大字奥戸との境の迎人石に設置した標柱

ア 基点第23号から真方位270度30分3, 700メートルの点

イ 基点第24号から真方位270度30分3, 700メートルの点

基点第24号 青森県下北郡大間町と佐井村との境の津鼻崎に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡大間町大字奥戸
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 東共第46号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	そい・たなご刺網漁業	〃
	かれい・ひらめ刺網漁業	〃
	さめ・たら・あんこう刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	うに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ籠漁業	〃
	あいなめ籠漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県下北郡大間町大字奥戸地先

(3) 漁場の区域 次の基点第23号、ア、イ及び基点第24号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第23号 青森県下北郡大間町大字大間と大字奥戸との境の迎人石に設置した標柱

ア 基点第23号から真方位270度30分3, 700メートルの点

イ 基点第24号から真方位270度30分3, 700メートルの点

基点第24号 青森県下北郡大間町と佐井村との境の津鼻崎に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡大間町大字奥戸
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 漁場番号 東共第47号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	ほんだわら漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	〃	うみぞうめん漁業	〃
	あまのり漁業	〃	あわび漁業	〃
	ふのり漁業	〃	いがい漁業	〃
	つまた漁業	〃	くぼがい漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃	さざえ漁業	〃
	まつも漁業	〃	たこ漁業	〃
	ひじき漁業	〃	なまこ漁業	〃
	もずく漁業	〃	うに漁業	〃
	えごのり漁業	〃	ほや漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県下北郡佐井村地先

(3) 漁場の区域 次の基点第24号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第25号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第24号 青森県下北郡大間町と佐井村との境の津鼻崎に設置した標柱

ア 基点第24号から真方位270度30分3, 700メートルの点

イ 青森県下北郡佐井村大字佐井字矢越、上の崎に設置した標柱から真方位282度30分3, 700メートルの点

ウ 青森県下北郡佐井村大字長後字福浦、下の崎に設置した標柱から真方位282度30分3, 700メートルの点

エ 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝、焼山崎に設置した標柱から真方位282度30分3, 700メートルの点

オ 基点第25号から真方位277度30分3, 700メートルの点

基点第25号 青森県下北郡佐井村とむつ市脇野沢との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで

5 関係地区 青森県下北郡佐井村

6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 東共第48号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ小型定置漁業	〃
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	そい・たなご刺網漁業	〃
	さめ・たら刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	かれい刺網漁業	2月1日から8月31日まで
	ひらめ刺網漁業	5月1日から7月31日まで
	うに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	もすそがい・えぞぼらい籠漁業	〃
	たこ籠漁業	〃
あいなめ籠漁業	〃	

(2) 漁場の位置 青森県下北郡佐井村地先

(3) 漁場の区域 次の基点第24号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第25号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第24号 青森県下北郡大間町と佐井村との境の津鼻崎に設置した標柱

ア 基点第24号から真方位270度30分3, 700メートルの点

イ 青森県下北郡佐井村大字佐井字矢越、上の崎に設置した標柱から真方位282度30分3, 700メートルの点

ウ 青森県下北郡佐井村大字長後字福浦、下の崎に設置した標柱から真方位282度30分3, 700メートルの点

エ 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝、焼山崎に設置した標柱から真方位282度30分3, 700メートルの点

オ 基点第25号から真方位277度30分3, 700メートルの点

基点第25号 青森県下北郡佐井村とむつ市脇野沢との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで

5 関係地区 青森県下北郡佐井村

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

かれい刺網漁業の目は、3寸5分以上とする。

1 漁場番号 東共第49号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	うに籠漁業	1月1日から5月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡大間町大字大間地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域
ア 基点第22号（青森県下北郡大間町と風間浦村との境の川中石に設置した標柱）から真方位38度30分3, 700メートルの点
イ エ（下北郡大間町弁天島北端に設置した標柱）から真方位15度30分3, 700メートルの点
ウ エから真方位34度23分3, 700メートルの点

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで

5 関係地区 青森県下北郡大間町大字大間

6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

1 漁場番号 東共第50号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	ほたてがい漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県三沢市及び上北郡おいらせ町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア ク（基点第6号青森県上北郡おいらせ町東下川原24番地の1に設置した標柱）から真方位67度30分215メートルの点）から真方位67度30分5, 200メートルの点
イ 基点第7号（青森県上北郡おいらせ町と三沢市との境に設置した標柱）から真方位67度30分5, 600メートルの点
ウ キ（青森県三沢市大字三沢、塩釜灯台中心点）から真方位78度30分5, 800メートルの点
エ キから真方位78度30分2, 800メートルの点
オ 基点第7号から真方位67度30分2, 200メートルの点
カ クから真方位67度30分2, 200メートルの点

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで

5 関係地区 青森県三沢市、おいらせ町のうち（平成18年2月28日における旧上北郡百石町の区域に限る。）及び八戸市（ただし、八戸市大字鮫町字白浜、字深久保、字種差、字法師浜、字大久喜及び大字金浜を除く）

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

本漁業権漁場内において、本漁業の免許の日以前1ケ年の間における許可と同一の漁業権種類であって、その許可内容の操業区域及び操業期間の範囲内において操業する者に係る知事の許可に基づく操業を受認しなければならない。

- 1 漁場番号 東共第51号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	かれい刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	たら刺網漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	えぞぼらがい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ籠漁業	〃
	かに籠漁業	〃
	そい・あいなめ籠漁業	〃
	はも(あなご)胴漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県三沢市、上北郡おいらせ町、八戸市及び三戸郡階上町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、フ、ノ、ネ、ハ、ヒ、ヘ、ホ、マ、ミ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点第1号(青森県と岩手県との境の廿一川尻に設置した標柱)から磁針方位78度30分6, 000メートルの点

イ 基点第3号(青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱)から真方位54度30分4, 500メートルの点

ウ ヨ(基点第6号(青森県上北郡おいらせ町東下川原24番地の1に設置した標柱)から真方位67度30分215メートルの点)から真方位67度30分5, 200メートルの点

エ 基点第7号(青森県上北郡おいらせ町と三沢市との境に設置した標柱)から真方位67度30分5, 600メートルの点

オ 基点第8号(青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森13番地に設置した標柱から真方位354度30分364メートルの点から真方位82度30分の直線上の高瀬川右岸州先に設置した標柱)から真方位82度30分3, 700メートルの点

カ 基点第8号から真方位82度30分2, 000メートルの点

キ 基点第7号から真方位67度30分2, 200メートルの点

ク ヨから真方位67度30分2, 200メートルの点

ケ 基点第5号(青森県八戸市大字河原木と大字市川町との境に設置した標柱)から真方位57度2, 200メートルの点

コ 八戸港蕪島防波堤灯台から真方位267度30分920メートルの点から真方位326度1, 000メートルの点

サ メとモを結ぶ線とユとシを結ぶ線との交点

シ ト(青森県八戸市大字鮫町字下盲久保25番地恵比須浜岩礁に設置した標柱)から真方位351度30分1, 500メートルの点

ストから真方位53度30分2, 000メートルの点

セ 基点第3号から真方位54度30分1, 500メートルの点

ソ チから真方位50度30分1, 800メートルの点

タ 基点第1号から磁針方位78度30分3, 000メートルの点

チ ツから真方位7度30分330メートルの点

ツ テから真方位81度30分400メートルの点

テ 基点第2号(青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻に設置した標柱)から真方位63度30分300メートルの点

ナ ムから真方位327度20分2, 440メートルの点

ニ イとウを結ぶ線とナから真方位35度の線との交点

ヌ イとウを結ぶ線上のニからウに対し2, 000メートルの点

ネ メとヤを結ぶ線上メから4, 200メートルの点

ノ メとモを結ぶ線上メから3, 880メートルの点

ハ メとヤを結ぶ線上メから3, 500メートルの点

ヒ メとモを結ぶ線上メから3, 240メートルの点

フ メとモを結ぶ線とケとコを結ぶ線との交点

ヘ メとモを結ぶ線上メから2, 040メートルの点

ホ メとヤを結ぶ線上メから2, 200メートルの点

マ メとヤを結ぶ線上メから1, 880メートルの点

ミ メとモを結ぶ線上メから1, 740メートルの点

ム メから真方位6度1, 440メートルの点

メ 日出岩(3.3メートル)(北緯40度32分36秒、東経141度34分12秒)

モ 五戸川河口右岸(北緯40度35分19秒、東経141度28分32秒)から真方位90度1, 000メートルの点

ヤ モから真方位90度1, 270メートルの点

ユ トから真方位297度30分1, 800メートルの点

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで

5 関係地区 青森県三沢市、おいらせ町のうち(平成18年2月28日における旧上北郡百石町の区域に限る。)、八戸市及び階上町

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 本漁業権漁場区域内において、本漁業の免許の日以前1ケ年の間における許可と同一

の漁業種類であって、その許可内容の操業区域及び操業期間の範囲内において操業する者に係る知事の許可に基づく操業を受認しなければならない。

② 次のサ、シ、ム、ナ、ニ、ヌ、ネ、ハ、ヒ、ヘ、ホ、マ、ミ及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域にあつては、船舶の航行を妨げてはならない。

サ メとモを結ぶ線とユとシを結ぶ線との交点

シ ト（青森県八戸市大字鮫町字下盲久保25番地恵比須浜岩礁に設置した標柱）

から真方位351度30分1, 500メートルの点

ム メから真方位6度1, 440メートルの点

ナ ムから真方位327度20分2, 440メートルの点

ニ イとウを結ぶ線とナから真方位35度の線との交点

ヌ イとウを結ぶ線上のニからウに対し2, 000メートルの点

ネ メとヤを結ぶ線上メから4, 200メートルの点

ハ メとヤを結ぶ線上メから3, 500メートルの点

ヒ メとモを結ぶ線上メから3, 240メートルの点

ヘ メとモを結ぶ線上メから2, 040メートルの点

ホ メとヤを結ぶ線上メから2, 200メートルの点

マ メとヤを結ぶ線上メから1, 880メートルの点

ミ メとモを結ぶ線上メから1, 740メートルの点

③ かわい刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

1 漁場番号 東共第52号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし地びき網漁業	5月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県三戸郡と八戸市との境から同市大字鮫町字小舟渡平に至る地先

(3) 漁場の区域 次の基点第2号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第2号 青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻に設置した標柱

ア 基点第2号から真方位63度30分300メートルの点

イ 点アから真方位81度30分400メートルの点

ウ 点イから真方位7度30分330メートルの点

エ 点ウから真方位50度30分1, 800メートルの点

オ 基点第3号から真方位54度30分1, 500メートルの点

基点第3号 青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで

5 関係地区 青森県八戸市大字鮫町字白浜・字深久保・字種差・字法師浜・字大久喜及び大字金浜

6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 東共第53号
 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし地びき網漁業	5月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字市川町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第5号、ア、イ及びチの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第5号、ウ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く

基点第5号 青森県八戸市大字河原木と大字市川町との境に設置した標柱

ア 基点第5号から真方位57度2', 200メートルの点

イ チから真方位67度30分2', 200メートルの点

ウ 基点第5号から真方位57度620メートルの点

エ 基点第5号とウとを結ぶ直線に対し、ウから左側夾角98度30分1', 470メートルの点

オ ウとエとを結ぶ直線に対し、エから左側夾角113度580メートルの点

カ エとオとを結ぶ直線に対し、オから左側夾角160度115メートルの点

キ ウとエを結ぶ直線上、ウから706メートルの点

ク ウとエとを結ぶ直線に対し、キから右側夾角28度54分507メートルの点

ケ キとクとを結ぶ直線に対し、クから右側夾角90度27メートルの点

コ クとケとを結ぶ直線に対し、ケから左側夾角90度93メートルの点

サ ケとコとを結ぶ直線に対し、コから左側夾角90度98メートルの点

シ コとサとを結ぶ直線に対し、サから左側夾角90度69メートルの点

ス サとシとを結ぶ直線に対し、シから左側夾角90度2メートルの点

セ シとスとを結ぶ直線に対し、スから右側夾角90度621メートルの点

ソ スとセとを結ぶ直線に対し、セから右側夾角171度52分47メートルの点

タ ウとエを結ぶ直線上、ウから909メートルの点

チ 基点第6号から真方位67度30分215メートルの点

基点第6号 青森県上北郡おいらせ町東下川原24番地の1に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
 5 関係地区 青森県八戸市大字市川町
 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

1 漁場番号 東共第54号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし地びき網漁業	5月1日から12月31日まで
	しらうお・こうなご地びき網漁業	11月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置 青森県上北郡おいらせ町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第6号 青森県上北郡おいらせ町東下川原24番地の1に設置した標柱

ア 基点第6号から真方位67度30分215メートルの点

イ アから真方位67度30分2,200メートルの点

ウ 基点第7号から真方位67度30分2,200メートルの点

基点第7号 青森県上北郡おいらせ町と三沢市との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで

5 関係地区 青森県上北郡おいらせ町のうち(平成18年2月28日における旧上北郡百石町の区域に限る。)

6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

1 漁場番号 東共第55号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし地びき網漁業	5月1日から12月31日まで
	しらうお・こうなご地びき網漁業	11月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置 青森県三沢市地先

(3) 漁場の区域 次の基点第7号、ア、イ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第7号 青森県上北郡おいらせ町と三沢市との境に設置した標柱

ア 基点第7号から真方位67度30分2,200メートルの点

イ 基点第8号から真方位82度30分2,000メートルの点

基点第8号 青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森13番地に設置した標柱から真方位354度30分364メートルの点から真方位82度30分の直線上の高瀬川右岸洲先に設置した標柱

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで

5 関係地区 青森県三沢市、上北郡おいらせ町二川目

6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 東共第56号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし地びき網漁業	5月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内及び大字平沼地先
- (3) 漁場の区域 次の基点第8号、ア、オ及びカの各点を順次に結んだ直線、コを中心とする半径1,000メートルの円弧のうちカからキに至る線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第8号 青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森13番地に設置した標柱から真方位354度30分364メートルの点から真方位82度30分の直線上の高瀬川右岸洲先に設置した標柱
- ア 基点第8号から真方位82度30分2,000メートルの点
- オ アとイ(基点第9号(青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱)から真方位80度30分2,000メートルの点)とを結ぶ直線とク(ケ(青森県上北郡六ヶ所村大字出戸、標高12メートルの棚ノ沢三角点から真方位109度5,850メートルの点)から真方位177度9,980メートルの点)から真方位238度に引いた直線との交点
- カ オから真方位238度の直線とコ(青森県上北郡六ヶ所村大字平沼、標高10.7メートルの旧平沼三角点)を中心とする半径1,000メートルの円弧との交点
- キ コを中心とする半径1,000メートルの円弧と最大高潮時海岸線との北側交点
- 3 免許予定日 平成25年9月1日
 - 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
 - 5 関係地区 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内、大字平沼、大字鷹架、大字尾駈及び大字出戸
 - 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 東共第57号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし地びき網漁業	5月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸地先
- (3) 漁場の区域 次の基点第9号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第9号 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱
- ア 基点第9号から真方位80度30分3,700メートルの点
- イ エ(青森県上北郡六ヶ所村大字出戸、標高12メートルの棚ノ沢三角点から真方位109度5,850メートルの点)から真方位270度1,600メートルの点
- ウ エから真方位270度に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点
- 3 免許予定日 平成25年9月1日
 - 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
 - 5 関係地区 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈、倉内、鷹架及び大字出戸
 - 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 東共第58号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし地びき網漁業	5月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字岩屋地先

(3) 漁場の区域 次の基点第14号、ア、イ及び基点第15号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第14号 青森県下北郡東通村大字尻屋と大字岩屋との境の赤坂川尻に設置した標柱

ア 基点第14号から真方位311度30分3, 700メートルの点

イ 基点第15号から真方位328度3, 700メートルの点

基点第15号 青森県下北郡東通村大字岩屋と大字野牛との境の袈部川尻に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡東通村大字岩屋
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 東共第59号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし地びき網漁業	5月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字野牛地先

(3) 漁場の区域 次の基点第15号、ア、イ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第15号 青森県下北郡東通村大字岩屋と大字野牛との境の袈部川尻に設置した標柱

ア 基点第15号から真方位328度3, 700メートルの点

イ 基点第16号から真方位356度30分3, 700メートルの点

基点第16号 青森県下北郡東通村大字野牛と大字蒲野沢との境の稲崎川尻に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月21日から同年6月21日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡東通村大字野牛
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

青森県 漁業権に関する情報一覧

【共同漁業権（青森県西部海区（陸奥湾以外））】

免許番号	漁業権者	団体・個別の別
西共第1号	大間越漁業協同組合	団体漁業権
西共第2号	大間越漁業協同組合	団体漁業権
西共第3号	新深浦町漁業協同組合	団体漁業権
西共第4号	新深浦町漁業協同組合	団体漁業権
西共第5号	新深浦町漁業協同組合	団体漁業権
西共第6号	新深浦町漁業協同組合	団体漁業権
西共第7号	深浦漁業協同組合	団体漁業権
西共第8号	深浦漁業協同組合	団体漁業権
西共第9号	新深浦町漁業協同組合	団体漁業権
西共第10号	新深浦町漁業協同組合	団体漁業権
西共第11号	風合瀬漁業協同組合	団体漁業権
西共第12号	風合瀬漁業協同組合	団体漁業権
西共第13号	新深浦町漁業協同組合	団体漁業権
西共第14号	新深浦町漁業協同組合	団体漁業権
西共第15号	鱒ヶ沢町漁業協同組合	団体漁業権
西共第16号	鱒ヶ沢町漁業協同組合	団体漁業権
西共第17号	鱒ヶ沢町漁業協同組合	団体漁業権
西共第18号	鱒ヶ沢町漁業協同組合	団体漁業権
西共第19号	車力漁業協同組合	団体漁業権
西共第20号	車力漁業協同組合	団体漁業権
西共第21号	十三漁業協同組合	団体漁業権
西共第22号	十三漁業協同組合	団体漁業権
西共第23号	小泊漁業協同組合 下前漁業協同組合	団体漁業権
西共第24号	小泊漁業協同組合 下前漁業協同組合	団体漁業権
久共第1号	深浦漁業協同組合 鱒ヶ沢町漁業協同組合 新深浦町漁業協同組合 風合瀬漁業協同組合 大間越漁業協同組合 秋田県漁業協同組合 八峰町峰浜漁業協同組合 能代市浅内漁業協同組合	団体漁業権

久共第2号	深浦漁業協同組合 鯹ヶ沢町漁業協同組合 新深浦町漁業協同組合 風合瀬漁業協同組合 大間越漁業協同組合	団体漁業権
-------	--	-------

※漁場の位置及び区域、漁業の種類、漁業時期、存続期間、関係地区、条件については、別添の海区漁場計画のとおり

- 1 漁場番号 西共第1号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	わかめ漁業	1月1日から 12月31日まで	かき漁業	1月1日から 12月31日まで
	あまのり漁業	〃	たこ漁業	〃
	ふのり漁業	〃	なまこ漁業	〃
	えごのり漁業	〃	うに漁業	〃
	もずく漁業	〃	ばい漁業	〃
	あかもく漁業	〃	くぼがい漁業	〃
	あわび漁業	〃	こしだかがんがら（おおこし だかがんがらを含む）漁業	〃
	さざえ漁業	〃		

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字大間越地先

(3) 漁場の区域 次の基点第31号、ア、イ及び基点第32号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第31号 青森県と秋田県との境の須郷崎に設置した標柱

ア 基点第31号から磁針方位270度2,000メートルの点

イ 基点第32号から真方位264度30分2,000メートルの点

基点第32号 青森県西津軽郡深浦町大字大間越と大字黒崎との境の白神川尻に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月30日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字大間越
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 西共第2号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	たい・ぶり・さけ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・たなご小型定置漁業	1月1日から8月31日まで
	はたはた小型定置漁業	11月1日から翌年1月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ刺網漁業	5月1日から10月31日まで
	やりいか・ひらめ底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	はたはた刺網漁業	11月1日から翌年1月31日まで
	たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大間越地先

(3) 漁場の区域 次の基点第31号、ア、イ及び基点第32号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第31号 青森県と秋田県との境の須郷崎に設置した標柱

ア 基点第31号から磁針方位270度2,000メートルの点

イ 基点第32号から真方位264度30分2,000メートルの点

基点第32号 青森県西津軽郡深浦町大字大間越と大字黒崎との境の白神川尻に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月30日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字大間越
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置漁業の統数は、2ヶ統以内に限定する。
- ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 漁場番号 西共第3号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	わかめ漁業	1月1日から 12月31日まで	かき漁業	1月1日から 12月31日まで
	あまのり漁業	〃	たこ漁業	〃
	ふのり漁業	〃	なまこ漁業	〃
	えごのり漁業	〃	うに漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃	ほや漁業	〃
	もずく漁業	〃	いわむし漁業	〃
	うみぞうめん漁業	〃	ばい漁業	〃
	あかもく漁業	〃	くぼがい漁業	〃
	あおさ漁業	〃	つのまた漁業	〃
	あわび漁業	〃	くろも漁業	〃
	さざえ漁業	〃	つるあらめ漁業	〃
	いがい漁業	〃	こしだかがんがら(おおこ しだかがんがらを含む)漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字黒崎、大字松神、大字森山、大字岩崎、大字正道尻及び大字沢辺地先

(3) 漁場の区域 次の基点第32号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第35号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第32号 青森県西津軽郡深浦町大字大間越と大字黒崎との境の白神川尻に設置した標柱

ア 基点第32号から真方位264度30分2, 000メートルの点

イ カ(基点第33号(青森県西津軽郡深浦町大字森山と大字正道尻との境の根滝川尻に設置した標柱)から真方位263度30分1, 000メートルの点)から真方位235度30分1, 200メートルの点

ウ 基点第34号(青森県西津軽郡深浦町大字岩崎と大字沢辺との境の立待崎に設置した標柱)から真方位172度30分2, 000メートルの点

エ 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺、恵神崎に設置した標柱から真方位194度30分2, 000メートルの点

オ 基点第35号から真方位247度30分2, 000メートルの点

基点第35号 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺と大字舳作との境に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月30日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字黒崎、大字松神、大字森山、大字岩崎、大字正道尻及び大字沢辺
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 西共第4号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	やりいか・さけ・ます小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・たなご小型定置漁業	〃
	はたはた小型定置漁業	11月1日から翌年1月31日まで
	かれい・ひらめ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・ひらめ底建網漁業	〃
	かれい・ひらめ刺網漁業	〃
	そい・あいなめ刺網漁業	〃
	はたはた刺網漁業	11月1日から翌年1月31日まで
	くるまえび刺網漁業	5月1日から9月30日まで
	さざえ刺網漁業	6月10日から10月31日まで
	ばい籠漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字黒崎、大字松神、大字森山、大字岩崎、大字正道尻及び大字沢辺地先

(3) 漁場の区域 次の基点第32号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第35号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第32号 青森県西津軽郡深浦町大字大間越と大字黒崎との境の白神川尻に設置した標柱

ア 基点第32号から真方位264度30分2, 000メートルの点

イ カ(基点第33号(青森県西津軽郡深浦町大字森山と大字正道尻との境の根滝川尻に設置した標柱)から真方位263度30分1, 000メートルの点)から真方位235度30分1, 200メートルの点

ウ 基点第34号(青森県西津軽郡深浦町大字岩崎と大字沢辺との境の立待崎に設置した標柱)から真方位172度30分2, 000メートルの点

エ 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺、恵神崎に設置した標柱から真方位194度30分2, 000メートルの点

オ 基点第35号から真方位247度30分2, 000メートルの点

基点第35号 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺と大字舳作との境に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月30日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字黒崎、大字松神、大字森山、大字岩崎、大字正道尻及び大字沢辺
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設するやりいか・さけ・ます小型定置漁業の統数は、16ヶ統以内に限る。
- ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 漁場番号 西共第5号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	わかめ漁業	1月1日から 12月31日まで	さざえ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あまのり漁業	〃	いがい漁業	〃
	ふのり漁業	〃	かき漁業	〃
	えごのり漁業	〃	たこ漁業	〃
	つのみ漁業	〃	なまこ漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃	うに漁業	〃
	もずく漁業	〃	ほや漁業	〃
	うみぞうめん漁業	〃	いわむし漁業	〃
	あかもく漁業	〃	ばい漁業	〃
	つるあらめ漁業	〃	くぼがい漁業	〃
	いぎす漁業	〃	こしだかがんがら(おおこ しだかがんがらを含む)漁業	〃
	あおさ漁業	〃	くろも漁業	
	あわび漁業	〃		

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字舳作及び大字月屋地先

(3) 漁場の区域 次の基点第35号、ア、イ及び基点第36号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第35号 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺と大字舳作との境に設置した標柱

ア 基点第35号から真方位247度30分2, 000メートルの点

イ 基点第36号から真方位305度30分2, 000メートルの点

基点第36号 青森県西津軽郡深浦町大字月屋と大字横磯との境に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月30日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町舳作及び大字月屋
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 西共第6号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	やりいか・たなご小型定置漁業	1月1日から8月31日まで
	やりいか・ひらめ底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	〃
	さざえ刺網漁業	5月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字舳作及び大字月屋地先

(3) 漁場の区域 次の基点第35号、ア、イ及び基点第36号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第35号 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺と大字舳作との境に設置した標柱

ア 基点第35号から真方位247度30分2, 000メートルの点

イ 基点第36号から真方位305度30分2, 000メートルの点

基点第36号 青森県西津軽郡深浦町大字月屋と大字横磯との境に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月30日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字舳作及び大字月屋
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 漁場番号 西共第7号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	わかめ漁業	1月1日から 12月31日まで	さざえ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あまのり漁業	〃	いがい漁業	〃
	ふのり漁業	〃	かき漁業	〃
	えごのり漁業	〃	たこ漁業	〃
	つのみ漁業	〃	なまこ漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃	うに漁業	〃
	もずく漁業	〃	ほや漁業	〃
	うみぞうめん漁業	〃	いわむし漁業	〃
	あかもく漁業	〃	ばい漁業	〃
	つるあらめ漁業	〃	くぼがい漁業	〃
	あおさ漁業	〃	こしだかがんがら(お おしだかがんがらを 含む)漁業	〃
	あわび漁業	〃	くろも漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字横磯、大字深浦、大字広戸及び大字追良瀬地先

(3) 漁場の区域 次の基点第36号、ア、イ及び基点第37号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第36号 青森県西津軽郡深浦町大字月屋と大字横磯との境に設置した標柱

ア 基点第36号から真方位305度30分2, 000メートルの点

イ 基点第37号から真方位309度30分2, 000メートルの点

基点第37号 青森県西津軽郡深浦町、根株川尻より西方(暗堰)に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月30日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字横磯、大字深浦、大字広戸及び大字追良瀬
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 西共第8号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	たい・ぶり・さけ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・たなご小型定置漁業	1月1日から8月31日まで
	はたはた小型定置漁業	11月1日から翌年1月31日まで
	やりいか・ひらめ底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	〃
	そい・あいなめ刺網漁業	〃
	くるまえび刺網漁業	5月1日から9月30日まで
	かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	ばい籠漁業	〃
	たこ籠漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字横磯、大字深浦、大字広戸及び大字追良瀬地先

(3) 漁場の区域 次の基点第36号、ア、イ及び基点第37号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第36号 青森県西津軽郡深浦町大字月屋と大字横磯との境に設置した標柱

ア 基点第36号から真方位305度30分2, 000メートルの点

イ 基点第37号から真方位309度30分2, 000メートルの点

基点第37号 青森県西津軽郡深浦町、根株川尻より西方(暗堰)に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月30日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字横磯、大字深浦、大字広戸及び大字追良瀬
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置漁業の統数は、21ヶ統以内に限る。
- ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 漁場番号 西共第9号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	わかめ漁業	1月1日から 12月31日まで	たこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あまのり漁業	〃	なまこ漁業	〃
	ふのり漁業	〃	うに漁業	〃
	えごのり漁業	〃	ほや漁業	〃
	つのまた漁業	〃	いわむし漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃	うみぞうめん漁業	〃
	もずく漁業	〃	くろも漁業	〃
	あおさ漁業	〃	あかもく漁業	〃
	あわび漁業	〃	つるあらめ漁業	〃
	さざえ漁業	〃	ばい漁業	〃
	いがい漁業	〃	くぼがい漁業	〃
	かき漁業	〃	こしだかがんがら（おおこし だかがんがらを含む）漁業	〃

- (2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字轟木地先
- (3) 漁場の区域 次の基点第37号、ア、イ及び基点第38号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第37号 青森県西津軽郡深浦町、根株川尻より西方（暗堰）に設置した標柱
 ア 基点第37号から真方位309度30分2，000メートルの点
 イ 基点第38号から真方位282度30分2，000メートルの点
 基点第38号 青森県西津軽郡深浦町大字轟木と大字風合瀬との境に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月30日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字轟木、大字風合瀬字汐干浜、大字風合瀬字大磯、大字田野沢、大字北金ケ沢、大字関及び大字柳田
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 西共第10号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	たい・ぶり・さけ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・たなご小型定置漁業	1月1日から10月31日まで
	はたはた小型定置漁業	11月1日から翌年1月31日まで
	やりいか・ひらめ底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	〃
	そい・あいなめ刺網漁業	〃
	くるまえび刺網漁業	5月1日から9月30日まで
	さめ刺網漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ刺網漁業	5月1日から10月31日まで
	ばい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	うに籠漁業	〃
	たこ籠漁業	〃

- (2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字轟木地先
- (3) 漁場の区域 次の基点第37号、ア、イ及び基点第38号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第37号 青森県西津軽郡深浦町、根株川尻より西方（暗堰）に設置した標柱
 ア 基点第37号から真方位309度30分2，000メートルの点
 イ 基点第38号から真方位282度30分2，000メートルの点
 基点第38号 青森県西津軽郡深浦町大字轟木と大字風合瀬との境に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月30日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字轟木、大字風合瀬字汐干浜、大字風合瀬字大磯、大字田野沢、大字北金ケ沢、大字関及び大字柳田
- 6 その他
 - (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。
 - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 - ① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置漁業の統数は3ヶ統以内に限る。
 - ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

1 漁場番号 西共第11号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	わかめ漁業	1月1日から 12月31日まで	かき漁業	1月1日から 12月31日まで
	あまのり漁業	〃	たこ漁業	〃
	ふのり漁業	〃	なまこ漁業	〃
	えごのり漁業	〃	うに漁業	〃
	でんぐさ漁業	〃	ほや漁業	〃
	もずく漁業	〃	いわむし漁業	〃
	あかもく漁業	〃	つのもた漁業	〃
	つるあらめ漁業	〃	つるも漁業	〃
	あおさ漁業	〃	ばい漁業	〃
	あわび漁業	〃	くぼがい漁業	〃
	さざえ漁業	〃	こしだかがんがら(おお こしだかがんがらを含 む)漁業	〃
	いがい漁業	〃		

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字麴木と大字風合瀬との境から大字風合瀬、貝良木川尻に至る地先

(3) 漁場の区域 次の基点第38号、ア、イ及び基点第39号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第38号 青森県西津軽郡深浦町大字麴木と大字風合瀬との境に設置した標柱

ア 基点第38号から真方位282度30分2, 000メートルの点

イ 基点第39号から真方位335度30分2, 000メートルの点

基点第39号 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬、貝良木川右岸に設置した標柱

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月30日まで

5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川、字中砂子川及び字下砂子川

6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

1 漁場番号 西共第12号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	たい・ぶり・さけ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・たなご小型定置漁業	1月1日から8月31日まで
	はたはた小型定置漁業	11月1日から翌年1月31日まで
	かれい・ひらめ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・ひらめ底建網漁業	〃
	かれい・ひらめ刺網漁業	〃
	そい・あいなめ刺網漁業	〃
	くるまえび刺網漁業	5月1日から9月30日まで
	かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ刺網漁業	5月1日から10月31日まで
	かに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字麴木と大字風合瀬との境から大字風合瀬、貝良木川尻に至る地先

(3) 漁場の区域 次の基点第38号、ア、イ及び基点第39号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第38号 青森県西津軽郡深浦町大字麴木と大字風合瀬との境に設置した標柱

ア 基点第38号から真方位282度30分2, 000メートルの点

イ 基点第39号から真方位335度30分2, 000メートルの点

基点第39号 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬、貝良木川右岸に設置した標柱

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月30日まで

5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川、字中砂子川及び字下砂子川

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置漁業の統数は30ヶ統以内に限定する。

② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 漁場番号 西共第13号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	わかめ漁業	1月1日から 12月31日まで	たこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あまのり漁業	〃	なまこ漁業	〃
	ふのり漁業	〃	うに漁業	〃
	えごのり漁業	〃	ほや漁業	〃
	つまた漁業	〃	いわむし漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃	うみぞうめん漁業	〃
	もずく漁業	〃	くろも漁業	〃
	あおさ漁業	〃	あかもく漁業	〃
	あわび漁業	〃	つるあらめ漁業	〃
	さざえ漁業	〃	ばい漁業	〃
	いがい漁業	〃	くぼがい漁業	〃
	かき漁業	〃	こしだかがんがら（おおこ しだかがんがらを含む）漁 業	〃

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬、貝良木川尻から同町大字柳田に至る地先

(3) 漁場の区域 次の基点第39号、ア、イ、ウ及び基点第40号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第39号 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬、貝良木川右岸に設置した標柱

ア 基点第39号から真方位335度30分2、000メートルの点

イ 青森県西津軽郡深浦町大字田野沢、大戸瀬崎に設置した標柱から真方位348度30分2、000メートルの点

ウ 基点第40号から真方位328度30分2、000メートルの点

基点第40号 青森県西津軽郡深浦町と鯉ヶ沢町との境に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月30日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字麴木、大字風合瀬字汐干浜、大字風合瀬字大磯、大字田野沢、大字北金ヶ沢、大字関及び大字柳田
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 西共第14号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	たい・ぶり・さけ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・たなご小型定置漁業	1月1日から10月31日まで
	はたはた小型定置漁業	11月1日から翌年1月31日まで
	やりいか・ひらめ底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	〃
	そい・あいなめ刺網漁業	〃
	くるまえばい刺網漁業	5月1日から9月30日まで
	さめ刺網漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ刺網漁業	5月1日から10月31日まで
	ばい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	うに籠漁業	〃
たこ籠漁業	〃	

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬、貝良木川尻から同町大字柳田に至る地先

(3) 漁場の区域 次の基点第39号、ア、イ、ウ及び基点第40号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第39号 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬、貝良木川右岸に設置した標柱

ア 基点第39号から真方位335度30分2、000メートルの点

イ 青森県西津軽郡深浦町大字田野沢、大戸瀬崎に設置した標柱から真方位348度30分2、000メートルの点

ウ 基点第40号から真方位328度30分2、000メートルの点

基点第40号 青森県西津軽郡深浦町と鯉ヶ沢町との境に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月30日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字麴木、大字風合瀬字汐干浜、大字風合瀬字大磯、大字田野沢、大字北金ヶ沢、大字関及び大字柳田
- 6 その他
 - (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。
 - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 - ① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置漁業の統数は40ヶ統以内に限り。
 - ② かれい・ひらめ刺網漁業の目は、3寸5分以上とする。

- 1 漁場番号 西共第15号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	わかめ漁業	1月1日から 12月31日まで	なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	えごのり漁業	〃	うに漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃	ほや漁業	〃
	もずく漁業	〃	いわむし漁業	〃
	あわび漁業	〃	くぼがい漁業	〃
	さざえ漁業	〃	こしだかがんがら(お おこしだかがんがらを 含む)漁業	〃
	たこ漁業	〃		

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字姥袋町及び大字赤石町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第40号、ア、イ及び基点第41号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第40号 青森県西津軽郡深浦町と鰯ヶ沢町との境に設置した標柱

ア 基点第40号から真方位328度30分2,000メートルの点

イ 基点第41号から真方位324度30分2,000メートルの点

基点第41号 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町と大字淀町との境に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月30日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字姥袋町及び大字赤石町
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 西共第16号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	たい・ぶり・さけ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・たなご小型定置漁業	1月1日から8月31日まで
	はたはた小型定置漁業	11月1日から翌年1月31日まで
	やりいか・ひらめ底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	〃
	そい・あいなめ刺網漁業	〃
	はたはた刺網漁業	11月1日から翌年1月31日まで
	くるまえび刺網漁業	5月1日から9月30日まで
	さざえ刺網漁業	5月1日から10月31日まで
	うに罎漁業	1月1日から12月31日まで
	ばい罎漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字姥袋町及び大字赤石町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第40号、ア、イ及び基点第41号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第40号 青森県西津軽郡深浦町と鰯ヶ沢町との境に設置した標柱

ア 基点第40号から真方位328度30分2,000メートルの点

イ 基点第41号から真方位324度30分2,000メートルの点

基点第41号 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町と大字淀町との境に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月30日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字姥袋町及び大字赤石町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置漁業の統数は1ヶ統以内に限る。
- ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

1 漁場番号 西共第17号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	わかめ漁業	1月1日から 12月31日まで	なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	えごのり漁業	〃	うに業	〃
	つのまた漁業	〃	ほや漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃	いわむし漁業	〃
	もずく漁業	〃	ばい漁業	〃
	あわび漁業	〃	くぼがい漁業	〃
	さざえ漁業	〃	こしだかがんがら(おおこ しだかがんがらを含む)漁 業	〃
	たこ漁業	〃		

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡鰹ヶ沢町大字赤石町と大字淀町との境からつがる市木造館岡上沢辺堀替に至る地先

(3) 漁場の区域 次の基点第41号、ア、イ、ウ及び基点第42号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ、カ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第41号 青森県西津軽郡鰹ヶ沢町大字赤石町と大字淀町との境に設置した標柱

ア 基点第41号から真方位324度30分2, 000メートルの点

イ 青森県西津軽郡鰹ヶ沢町大字南浮田、鳴沢川左岸に設置した標柱から真方位308度30分3, 000メートルの点

ウ 基点第42号から真方位270度30分2, 000メートルの点

基点第42号 青森県つがる市木造館岡上沢辺堀替に設置した標柱

エ 青森県西津軽郡鰹ヶ沢町大字北浮田字今須154の171地内に設置した標柱(北緯40度47分26.584秒、東経140度14分30.463秒の点)から真方位358度30分71.5メートルの点

オ エから真方位300度30分518.9メートルの点

カ オから真方位345度30分490.8メートルの点

キ カから真方位75度45分77.5メートルの点

ク キから真方位94度331.5メートルの点

ケ クから真方位123度30分605.5メートルの点

コ カから真方位259度23分3.2メートルの点

サ コから真方位347度59分25.8メートルの点

シ サから真方位259度23分8.3メートルの点

ス シから真方位347度44分225.3メートルの点

セ スから真方位75度45分69.2メートルの点

ソ セから真方位167度44分252.4メートルの点

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月30日まで

5 関係地区 青森県西津軽郡鰹ヶ沢町大字淀町、大字富根町、大字漁師町、大字浜町、大字本町、大字七ツ石町、大字田中町、大字舞戸町、大字新地町、大字釣町、大字新町及びつがる市木造出来島

6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 西共第18号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	たい・ぶり・さけ小型定置漁業	1月 1日から12月31日まで
	やりいか・たなご小型定置漁業	〃
	はたはた小型定置漁業	11月 1日から翌年 1月31日まで
	やりいか・ひらめ底建網漁業	1月 1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	〃
	はたはた刺網漁業	11月 1日から翌年 1月31日まで
	くるまえばり刺網漁業	5月 1日から 9月30日まで
	さざえ刺網漁業	5月 1日から10月31日まで
	かに刺網漁業	1月 1日から12月31日まで
	かに籠漁業	〃
	うに籠漁業	〃
	たこ籠漁業	〃
	あいなめ籠漁業	〃
	ばい籠漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町と大字淀町との境からつがる市木造館岡上沢辺堀替に至る地先

(3) 漁場の区域 次の基点第41号、ア、イ、ウ及び基点第42号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ、カ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第41号 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町と大字淀町との境に設置した標柱
 ア 基点第41号から真方位324度30分2, 000メートルの点
 イ 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字南浮田、鳴沢川左岸に設置した標柱から真方位308度30分3, 000メートルの点
 ウ 基点第42号から真方位270度30分2, 000メートルの点

基点第42号 青森県つがる市木造館岡上沢辺堀替に設置した標柱
 エ 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字北浮田字今須154の171地内に設置した標柱(北緯40度47分26. 584秒、東経140度14分30. 463秒の点)から真方位358度30分71. 5メートルの点
 オ エから真方位300度30分518. 9メートルの点
 カ オから真方位345度30分490. 8メートルの点
 キ カから真方位75度45分77. 5メートルの点
 ク キから真方位94度331. 5メートルの点
 ケ クから真方位123度30分605. 5メートルの点

コ カから真方位259度23分3. 2メートルの点
 サ コから真方位347度59分25. 8メートルの点
 シ サから真方位259度23分8. 3メートルの点
 ス シから真方位347度44分225. 3メートルの点
 セ スから真方位75度45分69. 2メートルの点
 ソ セから真方位167度44分252. 4メートルの点

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月30日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字淀町、大字富根町、大字漁師町、大字浜町、大字本町、大字七ツ石町、大字田中町、大字舞戸町、大字新地町、大字釣町、大字新町及びつがる市木造出来島

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置漁業の統数は18ヶ統以内に限る。
- ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 漁場番号 西共第19号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	〃
	かき漁業	〃
	なまこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県つがる市木造館岡から同市富蒔町に至る地先

(3) 漁場の区域 次の基点第42号、ア、イ及び基点第43号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第42号 青森県つがる市大字館岡字上沢辺堀替に設置した標柱

ア 基点第42号から真方位270度30分2, 000メートルの点

イ 基点第43号から真方位272度30分2, 000メートルの点

基点第43号 青森県つがる市富蒔町と五所川原市十三との境に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月30日まで
- 5 関係地区 青森県つがる市木造館岡、木造亀ヶ岡、木造平滝、木造筒木坂、下牛潟町、牛潟町、下車力町、車力町、豊富町及び富蒔町
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 漁場番号 西共第20号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	たい・ぶり・さけ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい刺網漁業	〃
	かに籠漁業	〃
	たこ籠漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県つがる市木造館岡から同市富蒔町に至る地先

(3) 漁場の区域 次の基点第42号、ア、イ及び基点第43号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第42号 青森県つがる市木造館岡字上沢辺堀替に設置した標柱

ア 基点第42号から真方位270度30分2, 000メートルの点

イ 基点第43号から真方位272度30分2, 000メートルの点

基点第43号 青森県つがる市富蒔町と五所川原市十三との境に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月30日まで
- 5 関係地区 青森県つがる市木造館岡、木造亀ヶ岡、木造平滝、木造筒木坂、下牛潟町、牛潟町、下車力町、車力町、豊富町及び富蒔町
- 6 その他
 - (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。
 - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 - ① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置漁業の統数は15ヶ統以内に限る。
 - ② かれい刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

1 漁場番号 西共第21号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	わかめ漁業	1月1日から 12月31日まで	くろも漁業	1月1日から 12月31日まで
	あまのり漁業	〃	もずく漁業	〃
	つのまた漁業	〃	あかもく漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃	なまこ漁業	〃
	あわび漁業	〃	ばい漁業	〃
	さざえ漁業	〃	くぼがい漁業	〃
	かき漁業	〃	こしだかがんがら(おおこ しだかがんがらを含む)漁 業	〃
	うに漁業	〃		

(2) 漁場の位置 青森県五所川原市十三、磯松、脇元地先

(3) 漁場の区域 次の基点第43号、ア、イ及び基点第44号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第43号 青森県つがる市富港町と五所川原市十三との境に設置した標柱

ア 基点第43号から真方位272度30分2、000メートルの点

イ 基点第44号から真方位222度30分2、000メートルの点

基点第44号 青森県五所川原市脇元と北津軽郡中泊町大字小泊との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月30日まで

5 関係地区 青森県五所川原市十三、相内、太田、脇元、磯松、中泊町大字今泉字布引、字唐崎、大字薄市字飛石、大字田茂木字若宮、大字高根字小金石、大字大沢内字海原、大字深郷田字富森

6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

1 漁場番号 西共第22号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	たい・ぶり・さけ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・たなご小型定置漁業	1月1日から8月31日まで
	そい・あいなめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	たい刺網漁業	4月1日から8月31日まで
	かに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	ばい籠漁業	〃
	やりいか・ひらめ底建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県五所川原市十三、磯松、脇元地先

(3) 漁場の区域 次の基点第43号、ア、イ及び基点第44号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第43号 青森県つがる市富港町と五所川原市十三との境に設置した標柱

ア 基点第43号から真方位272度30分2、000メートルの点

イ 基点第44号から真方位222度30分2、000メートルの点

基点第44号 青森県五所川原市脇元と北津軽郡中泊町大字小泊との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月30日まで

5 関係地区 青森県五所川原市十三、相内、太田、脇元、磯松、中泊町大字今泉字布引、字唐崎、大字薄市字飛石、大字田茂木字若宮、大字高根字小金石、大字大沢内字海原、大字深郷田字富森

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置漁業の統数は9ヶ統以内に限る。

1 漁場番号 西共第23号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	いがい漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	〃	かき漁業	〃
	あまのり漁業	〃	たこ漁業	〃
	ふのり漁業	〃	なまこ漁業	〃
	えごのり漁業	〃	うに漁業	〃
	つまた漁業	〃	ほや漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃	いわむし漁業	〃
	もずく漁業	〃	くろも漁業	〃
	うみぞうめん漁業	〃	あかもく漁業	〃
	かやものり漁業	〃	ばい漁業	〃
	あおのり漁業	〃	くぼがい漁業	〃
	あわび漁業	〃	こしだかがんがら（お おこしだかがんがらを 含む）漁業	〃
	さざえ漁業	〃		〃

(2) 漁場の位置 青森県北津軽郡中泊町大字小泊地先

(3) 漁場の区域 次の基点第44号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第45号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第44号 青森県五所川原市脇元と北津軽郡中泊町大字小泊との境に設置した標柱
- ア 基点第44号から真方位222度30分2、000メートルの点
- イ 青森県北津軽郡中泊町立松島に設置した標柱から真方位206度30分2、800メートルの点
- ウ 青森県北津軽郡中泊町権現崎に設置した標柱から真方位262度30分2、800メートルの点
- エ 青森県北津軽郡中泊町経間島に設置した標柱から真方位294度30分2、800メートルの点
- オ 青森県北津軽郡中泊町青岩に設置した標柱から真方位284度30分2、800メートルの点
- カ 青森県北津軽郡中泊町燕の滝に設置した標柱から真方位292度30分2、800メートルの点
- キ 基点第45号から真方位292度30分2、800メートルの点
- 基点第45号 青森県北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月30日まで

5 関係地区 青森県北津軽郡中泊町大字小泊

6 その他 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

1 漁場番号 西共第24号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	たい・ぶり・さけ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・たなご小型定置漁業	1月1日から8月31日まで
	かれい・ひらめ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・ひらめ底建網漁業	〃
	かれい・ひらめ刺網漁業	〃
	そい・あいなめ刺網漁業	〃
	さめ刺網漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	たい刺網漁業	4月1日から8月31日まで
	かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	くるまえび刺網漁業	5月1日から9月30日まで
	かに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	ばい籠漁業	〃
	あいなめ籠漁業	〃
	はたはた小型定置漁業	11月1日から翌年1月31日まで
	はたはた刺網漁業	11月1日から翌年1月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県北津軽郡中泊町大字小泊地先

(3) 漁場の区域 次の基点第44号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第45号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第44号 青森県五所川原市脇元と北津軽郡中泊町大字小泊との境に設置した標柱
- ア 基点第44号から真方位222度30分2、000メートルの点
- イ 青森県北津軽郡中泊町立松島に設置した標柱から真方位206度30分2、800メートルの点
- ウ 青森県北津軽郡中泊町権現崎に設置した標柱から真方位262度30分2、800メートルの点
- エ 青森県北津軽郡中泊町経間島に設置した標柱から真方位294度30分2、800メートルの点
- オ 青森県北津軽郡中泊町青岩に設置した標柱から真方位284度30分2、800メートルの点
- カ 青森県北津軽郡中泊町燕の滝に設置した標柱から真方位292度30分2、800メートルの点
- キ 基点第45号から真方位292度30分2、800メートルの点
- 基点第45号 青森県北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月30日まで

5 関係地区 青森県北津軽郡中泊町大字小泊

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置漁業の統数は24ヶ統以内に限る。
- ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 漁場番号 久共第1号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	わかめ漁業	1月1日から 12月31日まで	えごのり漁業	1月1日から 12月31日まで
	てんぐさ漁業	〃	いがい漁業	〃
	あわび漁業	〃	ほや漁業	〃
	さざえ漁業	〃		

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字久六 久六島周辺

(3) 漁場の区域 青森県西津軽郡深浦町大字久六字久六一番地最高点に設置した標柱から半径4,000メートルの円によって囲まれた区域

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月30日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡鯨ヶ沢町及び深浦町並びに秋田県山本郡八峰町及び能代市
(平成18年3月20日における旧二ツ井町を除く)
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

潜水器（簡易潜水器を含む。）は4台以内とし、青森県側3台、秋田県側1台とする。

- 1 漁場番号 久共第2号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	たなご小型定置漁業	3月1日から8月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字久六 久六島周辺

(3) 漁場の区域 青森県西津軽郡深浦町大字久六字久六一番地最高点に設置した標柱から半径1,000メートルの円によって囲まれた区域

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年4月1日から同年6月30日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡鯨ヶ沢町、深浦町
- 6 その他

この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

青森県 漁業権に関する情報一覧

【共同漁業権（青森県西部海区（陸奥湾））】

免許番号	漁業権者	団体・個別の別
西共第25号	竜飛今別漁業協同組合	団体漁業権
西共第26号	竜飛今別漁業協同組合	団体漁業権
西共第27号	竜飛今別漁業協同組合	団体漁業権
西共第28号	竜飛今別漁業協同組合	団体漁業権
西共第29号	竜飛今別漁業協同組合	団体漁業権
西共第30号	竜飛今別漁業協同組合	団体漁業権
西共第31号	外ヶ浜漁業協同組合	団体漁業権
西共第32号	外ヶ浜漁業協同組合	団体漁業権
西共第33号	外ヶ浜漁業協同組合	団体漁業権
西共第34号	外ヶ浜漁業協同組合	団体漁業権
西共第35号	外ヶ浜漁業協同組合	団体漁業権
西共第36号	外ヶ浜漁業協同組合	団体漁業権
西共第37号	蓬田村漁業協同組合	団体漁業権
西共第38号	蓬田村漁業協同組合	団体漁業権
西共第39号	後潟漁業協同組合	団体漁業権
西共第40号	後潟漁業協同組合	団体漁業権
西共第41号	青森市漁業協同組合	団体漁業権
西共第42号	青森市漁業協同組合	団体漁業権
西共第43号	青森市漁業協同組合	団体漁業権
西共第44号	青森市漁業協同組合	団体漁業権
西共第45号	平内町漁業協同組合	団体漁業権
西共第46号	平内町漁業協同組合	団体漁業権
西共第47号	野辺地町漁業協同組合	団体漁業権
西共第48号	野辺地町漁業協同組合	団体漁業権
西共第49号	横浜町漁業協同組合	団体漁業権
西共第50号	横浜町漁業協同組合	団体漁業権
西共第51号	むつ市漁業協同組合	団体漁業権
西共第52号	むつ市漁業協同組合	団体漁業権
西共第53号	むつ市漁業協同組合	団体漁業権
西共第54号	むつ市漁業協同組合	団体漁業権
西共第55号	川内町漁業協同組合	団体漁業権
西共第56号	川内町漁業協同組合	団体漁業権
西共第57号	脇野沢村漁業協同組合	団体漁業権
西共第58号	脇野沢村漁業協同組合	団体漁業権
西共第59号	竜飛今別漁業協同組合	団体漁業権
西共第60号	外ヶ浜漁業協同組合	団体漁業権
西共第61号	蓬田村漁業協同組合	団体漁業権

西共第62号	後潟漁業協同組合	団体漁業権
西共第63号	青森市漁業協同組合	団体漁業権
西共第64号	青森市漁業協同組合	団体漁業権
西共第65号	平内町漁業協同組合	団体漁業権
西共第66号	野辺地町漁業協同組合	団体漁業権
西共第67号	横浜町漁業協同組合	団体漁業権
西共第68号	むつ市漁業協同組合	団体漁業権
西共第69号	むつ市漁業協同組合	団体漁業権
西共第70号	川内町漁業協同組合	団体漁業権
西共第71号	脇野沢村漁業協同組合	団体漁業権

※漁場の位置及び区域、漁業の種類、漁業時期、存続期間、関係地区、条件については、別添の海区漁場計画のとおり

1 公示番号 西共第25号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	あまのり漁業	1月1日から 12月31日まで	たこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	〃	つのまた漁業	〃
	いがい漁業	〃	てんぐさ漁業	〃
	いぎす漁業	〃	なまこ漁業	〃
	いわむし漁業	〃	ふのり漁業	〃
	うに漁業	〃	ほや漁業	〃
	うみぞうめん漁業	〃	まつも漁業	〃
	えごのり漁業	〃	もずく漁業	〃
	くぼがい漁業	〃	ゆむし漁業	〃
	こめのり漁業	〃	わかめ漁業	〃
	こんぶ漁業	〃	かき漁業	〃
	さざえ漁業	〃		

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町三厩地先

(3) 漁場の区域 次の基点第45号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第46号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第45号 北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱

ア 基点第45号から真方位292度30分2, 800メートルの点

イ 東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜、宇田沼崎北端に設置した標柱から真方位297度30分2, 800メートルの点

ウ 東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜、帯島北端に設置した標柱から真方位352度30分2, 800メートルの点

エ 東津軽郡外ヶ浜町字三厩鰐嶋、尻神崎に設置した標柱から真方位24度30分3, 700メートルの点

オ 基点第46号から真方位8度30分3, 700メートルの点

基点第46号 東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町と今別町大字浜名との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町字三厩

6 その他 この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第26号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	たい・すずき小型定置漁業	1月 1日から12月31日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	8月 1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	12月 1日から翌年 8月31日まで
	たい底建網漁業	5月 1日から10月31日まで
	やりいか・たなご底建網漁業	12月 1日から翌年 8月31日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1月 1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月 1日から12月31日まで
	さめ・たら刺網漁業	11月 1日から翌年 3月31日まで
	ぶり・すずき刺網漁業	1月 1日から12月31日まで
	ます・たい刺網漁業	2月 1日から 8月31日まで
	あいなめ・そい・たなご刺網漁業	1月 1日から12月31日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1月 1日から12月31日まで
	うに籠漁業	1月 1日から12月31日まで
	もすそがい籠漁業	1月 1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町三厩地先

(3) 漁場の区域 次の基点第45号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第46号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第45号 北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱

ア 基点第45号から真方位292度30分2, 800メートルの点

イ 東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜、宇田沼崎北端に設置した標柱から真方位297度30分2, 800メートルの点

ウ 東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜、帯島北端に設置した標柱から真方位352度30分2, 800メートルの点

エ 東津軽郡外ヶ浜町字三厩鑑嶋、尻神崎に設置した標柱から真方位24度30分3, 700メートルの点

オ 基点第46号から真方位8度30分3, 700メートルの点

基点第46号 東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町と今別町大字浜名との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町字三厩

6 その他

(1) この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 小型定置には標識を設置すること。

② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第27号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種	あまのり漁業	1月1日から 12月31日まで	たこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	〃	てんぐさ漁業	〃
共同漁業	いぎす漁業	〃	なまこ漁業	〃
	いわむし漁業	〃	ふのり漁業	〃
	うに漁業	〃	ほや漁業	〃
	うみぞうめん漁業	〃	もずく漁業	〃
	えごのり漁業	〃	ゆむし漁業	〃
	こめのり漁業	〃	わかめ漁業	〃
	こんぶ漁業	〃		

(2) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字浜名、大字今別、大字村元及び大字山崎地先

(3) 漁場の区域 次の基点第46号、ア、イ及び基点第47号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第46号 東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町と今別町大字浜名との境に設置した標柱

ア 基点第46号から真方位8度30分3, 700メートルの点

イ 基点第47号から真方位290度30分2, 800メートルの点

基点第47号 東津軽郡今別町大字山崎と大字大泊との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 東津軽郡今別町大字浜名、大字今別、大字村元及び大字山崎

6 その他 この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第28号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種	たい・すずき小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご小型定置漁業	12月1日から翌年8月31日まで
共同漁業	いわし・あじ・いか小型定置漁業	8月1日から12月31日まで
	やりいか・たなご底建網漁業	12月1日から翌年8月31日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい・たなご刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	うに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字浜名、大字今別、大字村元および大字山崎地先

(3) 漁場の区域 次の基点第46号、ア、イ及び基点第47号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第46号 東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町と今別町大字浜名との境に設置した標柱

ア 基点第46号から真方位8度30分3, 700メートルの点

イ 基点第47号から真方位290度30分2, 800メートルの点

基点第47号 東津軽郡今別町大字山崎と大字大泊との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 東津軽郡今別町大字浜名、大字今別、大字村元及び大字山崎

6 その他

(1) この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第29号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	あまのり漁業	1月1日から 12月31日まで	なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	〃	ふのり漁業	〃
	いがい漁業	〃	ほや漁業	〃
	いわむし漁業	〃	まつも漁業	〃
	うに漁業	〃	もずく漁業	〃
	えごのり漁業	〃	もすそがい漁業	〃
	こんぶ漁業	〃	ゆむし漁業	〃
	さざえ漁業	〃	わかめ漁業	〃
	たこ漁業	〃	いぎす漁業	〃
	つのまた漁業	〃	くぼがい漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃		

(2) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字大泊、大字褰月、大字砂ヶ森及び大字奥平部地先

(3) 漁場の区域 次の基点第47号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第48号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第47号 東津軽郡今別町大字山崎と大字大泊との境に設置した標柱

ア 基点第47号から真方位290度30分2, 800メートルの点

イ 東津軽郡今別町大字大泊と大字褰月との境に設置した標柱から真方位337度30分2, 800メートルの点

ウ 東津軽郡今別町、高野崎に設置した標柱から真方位337度30分2, 800メートルの点

エ 東津軽郡今別町、弁天崎に設置した標柱から真方位352度30分2, 800メートルの点

オ 基点第48号から真方位41度30分2, 800メートルの点

基点第48号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形、金釜岩（鉾ヶ崎東端）に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 東津軽郡今別町大字大泊、大字褰月、大字砂ヶ森及び大字奥平部

6 その他 この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第30号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	たい・すずき小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	12月1日から翌年8月31日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	8月1日から12月31日まで
	やりいか・たなご底建網漁業	12月1日から翌年8月31日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい・たなご刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	うに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字大泊、大字褰月、大字砂ヶ森及び大字奥平部地先

(3) 漁場の区域 次の基点第47号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第48号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第47号 東津軽郡今別町大字山崎と大字大泊との境に設置した標柱

ア 基点第47号から真方位290度30分2, 800メートルの点

イ 東津軽郡今別町大字大泊と大字褰月との境に設置した標柱から真方位337度30分2, 800メートルの点

ウ 東津軽郡今別町、高野崎に設置した標柱から真方位337度30分2, 800メートルの点

エ 東津軽郡今別町、弁天崎に設置した標柱から真方位352度30分2, 800メートルの点

オ 基点第48号から真方位41度30分2, 800メートルの点

基点第48号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形、金釜岩（鉾ヶ崎東端）に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 東津軽郡今別町大字大泊、大字褰月、大字砂ヶ森及び大字奥平部

6 その他

(1) この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第31号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種	あまのり漁業	1月1日から 12月31日まで	てんぐさ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	〃	なまこ漁業	〃
共同漁業	いぎす漁業	〃	ふのり漁業	〃
	うに漁業	〃	ほや漁業	〃
	えごのり漁業	〃	もずく漁業	〃
	こんぶ漁業	〃	わかめ漁業	〃
	たこ漁業	〃	ふじつぼ漁業	〃
	かき漁業	〃	ほんだわら漁業	〃

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形、字平館元宇田、字平館弥蔵釜、字平館石崎沢、字平館太郎衛門沢地先

(3) 漁場の区域 次の基点第48号、ア、イ及び基点第49号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第48号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形、釜釜岩（鉾ヶ崎東端）に設置した標柱

ア 基点第48号から真方位41度30分2，800メートルの点

イ 基点第49号から真方位56度30分2，800メートルの点

基点第49号 東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎衛門沢と字平館田の沢との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形、平館元宇田、平館弥蔵釜、平館石崎沢、平館太郎衛門沢

6 その他 この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第32号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種	やりいか・こうなご小型定置漁業	12月1日から翌年8月31日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	8月1日から12月31日まで
共同漁業	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形、字平館元宇田、字平館弥蔵釜、字平館石崎沢、字平館太郎衛門沢地先

(3) 漁場の区域 次の基点第48号、ア、イ及び基点第49号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第48号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形、釜釜岩（鉾ヶ崎の東端）に設置した標柱

ア 基点第48号から真方位41度30分2，800メートルの点

イ 基点第49号から真方位56度30分2，800メートルの点

基点第49号 東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎衛門沢と字平館田の沢との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形、平館元宇田、平館弥蔵釜、平館石崎沢、平館太郎衛門沢

6 その他

(1) この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第33号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで	なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	いぎす漁業	〃	ふのり漁業	〃
共同漁業	うに漁業	〃	ほたてがい漁業	〃
	えごのり漁業	〃	ほや漁業	〃
	こんぶ漁業	〃	もずく漁業	〃
	たこ漁業	〃	わかめ漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃	ふじつぼ漁業	〃
	かき漁業	〃	ほんだわら漁業	〃

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館田の沢、字平館門の沢、字平館後田、字平館根岸山居、字平館根岸湯の沢、字平館根岸小川、字平館野田鳴川、字平館野田山下、字平館野田才の神、字平館今津才の神、字平館今津間沢、字平館今津釜の沢、字平館今津尻高、字平館舟岡、字平館石浜尻高川、字平館磯山地先

(3) 漁場の区域 次の基点第49号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第50号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第49号 東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎衛門沢と字平館田の沢との境に設置した標柱

ア 基点第49号から真方位56度30分2, 800メートルの点

イ 東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸山居、字平館根岸湯の沢と字平館根岸小川との境に設置した標柱から真方位89度30分2, 800メートルの点

ウ 東津軽郡外ヶ浜町字平館今津尻高と字平館舟岡との境の尻高川に設置した標柱から真方位87度30分2, 800メートルの点

エ 東津軽郡外ヶ浜町字平館舟岡と字平館磯山との境に設置した標柱から真方位86度10分2, 800メートルの点

オ 基点第50号から真方位85度10分2, 800メートルの点

基点第50号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石浜尻高川と字蟹田塩越との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町字平館田の沢、字平館門の沢、字平館鳥井沢、字平館長屋形、字平館後田、字平館根岸山居、字平館根岸湯の沢、字平館根岸小川、字平館父ヶ沢、字平館野田鳴川、字平館野田山下、字平館野田尻高川、字平館野田才の神、字平館今津才の神、字平館今津間沢、字平館今津釜の沢、字平館今津尻高、字平館今津尻高川、字平館舟岡、字平館石浜尻高川、字平館磯山地先

6 その他 この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第34号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種	かれい・そい小型定置漁業	1月 1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご小型定置漁業	12月 1日から翌年 8月31日まで
共同漁業	いわし・あじ・いか小型定置漁業	9月 1日から翌年 4月30日まで
	しゃこ刺網漁業	4月 1日から 7月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月 1日から12月31日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1月 1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館田の沢、字平館門の沢、字平館後田、字平館根岸山居、字平館根岸湯の沢、字平館根岸小川、字平館野田鳴川、字平館野田山下、字平館野田才の神、字平館今津才の神、字平館今津間沢、字平館今津釜の沢、字平館今津尻高、字平館舟岡、字平館石浜尻高川、字平館磯山地先

(3) 漁場の区域 次の基点第49号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第50号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第49号 東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎衛門沢と字平館田の沢との境に設置した標柱

ア 基点第49号から真方位56度30分2, 800メートルの点

イ 東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸山居、字平館根岸湯の沢と字平館根岸小川との境に設置した標柱から真方位89度30分2, 800メートルの点

ウ 東津軽郡外ヶ浜町字平館今津尻高と字平館舟岡との境の尻高川に設置した標柱から真方位87度30分2, 800メートルの点

エ 東津軽郡外ヶ浜町字平館舟岡と字平館磯山との境に設置した標柱から真方位86度10分2, 800メートルの点

オ 基点第50号から真方位85度10分2, 800メートルの点

基点第50号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石浜尻高川と字蟹田塩越との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町字平館田の沢、字平館門の沢、字平館鳥井沢、字平館長屋形、字平館後田、字平館根岸山居、字平館根岸湯の沢、字平館根岸小川、字平館父ヶ沢、字平館野田鳴川、字平館野田山下、字平館野田尻高川、字平館野田才の神、字平館今津才の神、字平館今津間沢、字平館今津釜の沢、字平館今津尻高、字平館今津尻高川、字平館舟岡、字平館石浜尻高川、字平館磯山地先

6 その他

(1) この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 小型定置又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は基点第50号とサとを結ぶ線を越えて敷設してはならない。
- ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第35号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで	なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	いがい漁業	〃	ほたてがいがい漁業	〃
共同漁業	うに漁業	〃	ほや漁業	〃
	えごのり漁業	〃	もずく漁業	〃
	たこ漁業	〃	わかめ漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃	こんぶ漁業	〃

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田塩越、字蟹田石浜、字蟹田中師宮本、字蟹田、字蟹田丑ヶ沢

(3) 漁場の区域 次の基点第50号、ア、イ、ウ及び基点第51号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第50号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石浜尻高川と字蟹田塩越との境に設置した標柱

ア 基点第50号から真方位85度10分2, 800メートルの点

イ 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜と字中師宮本との境に設置した標柱から真方位84度2, 800メートルの点

ウ 基点第51号から真方位78度30分2, 800メートルの点

基点第51号 東津軽郡外ヶ浜町と蓬田村との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜、字蟹田塩越、字蟹田大平沢辺、字蟹田大平三枚橋、字蟹田大平山元、字蟹田大平東小国山、字蟹田大平高石、字蟹田小国岩井、字蟹田小国黒山、字蟹田小国黒山添、字蟹田小国坂元、字蟹田小国三枚橋、字蟹田小国品吉、字蟹田小国惣右衛門沢、字蟹田小国館下、字蟹田小国谷田、字蟹田小国東小国山、字蟹田小国南田、字蟹田小国山崎、字蟹田小国西小国山、字上蟹田、字蟹田丑ヶ沢、字蟹田内黒山、字蟹田姥ヶ沢、字蟹田桂淵、字蟹田、字蟹田渡、字蟹田川原添、字下蟹田、字蟹田外黒山、字蟹田高銅屋、字蟹田田ノ沢、字蟹田樋橋、字蟹田原田長瀬、字蟹田鱈ヶ淵、字蟹田中師桂沢、字蟹田中師館ノ沢、字蟹田中師苗代沢、字蟹田中師火箱沢、字蟹田中師宮本、字蟹田南沢館下、字蟹田南沢山口、字蟹田山本小谷、字蟹田山本野脇、字蟹田山本前田、字蟹田山本紅葉

6 その他 この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第36号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種	たい・すずき小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご小型定置漁業	12月1日から翌年8月31日まで
共同漁業	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	ちか刺網漁業	3月1日から7月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田塩越、字蟹田石浜、字蟹田中師宮本、字蟹田、字蟹田丑ヶ沢

(3) 漁場の区域 次の基点第50号、ア、イ、ウ及び基点第51号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、小型定置漁業にあっては、基点第50号、エ、オ、カ及び基点第51号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域とする。

基点第50号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石浜尻高川と字蟹田塩越との境に設置した標柱

ア 基点第50号から真方位85度10分2, 800メートルの点

イ 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜と字中師宮本との境に設置した標柱から真方位84度2, 800メートルの点

ウ 基点第51号から真方位78度30分2, 800メートルの点

基点第51号 東津軽郡外ヶ浜町と蓬田村との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜、字蟹田塩越、字蟹田大平沢辺、字蟹田大平三枚橋、字蟹田大平山元、字蟹田大平東小国山、字蟹田大平高石、字蟹田小国岩井、字蟹田小国黒山、字蟹田小国黒山添、字蟹田小国坂元、字蟹田小国三枚橋、字蟹田小国品吉、字蟹田小国惣右衛門沢、字蟹田小国館下、字蟹田小国谷田、字蟹田小国東小国山、字蟹田小国南田、字蟹田小国山崎、字蟹田小国西小国山、字蟹田、字蟹田丑ヶ沢、字蟹田内黒山、字蟹田姥ヶ沢、字蟹田桂淵、字蟹田、字蟹田渡、字蟹田川原添、字蟹田下蟹田、字蟹田外黒山、字蟹田高銅屋、字蟹田田ノ沢、字蟹田樋橋、字蟹田原田長瀬、字蟹田鱒ヶ淵、字蟹田中師桂沢、字蟹田中師館ノ沢、字蟹田中師苗代沢、字蟹田中師火箱沢、字蟹田中師宮本、字蟹田南沢館下、字蟹田南沢山口、字蟹田山本小谷、字蟹田山本野脇、字蟹田山本前田、字蟹田山本紅葉

6 その他

(1) この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 小型定置、底建網又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は漁場区域の境界線を越

えて敷設してはならない。

- ② 小型定置には標識を設置すること。
- ③ かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第37号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで	なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	うに漁業	〃	ほたてがい漁業	〃
	たこ漁業	〃	ほや漁業	〃

(2) 漁場の位置 東津軽郡蓬田村地先

(3) 漁場の区域 次の基点第51号、ア、イ及び基点第52号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第51号 東津軽郡外ヶ浜町と蓬田村との境に設置した標柱

ア 基点第51号から真方位78度30分2, 800メートルの点

イ 基点第52号から真方位80度30分2, 800メートルの点

基点第52号 東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 東津軽郡蓬田村

6 その他 この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第38号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種	たい・すずき小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご小型定置漁業	12月1日から翌年8月31日まで
共同漁業	いわし・あじ・いか小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで
	しゃこ刺網漁業	4月1日から7月31日まで
	ちか刺網漁業	3月1日から7月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡蓬田村地先

(3) 漁場の区域 次の基点第51号、ア、イ及び基点第52号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、小型定置漁業にあつては、基点第51号、ウ、エ及び基点第52号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域とする。

基点第51号 東津軽郡外ヶ浜町と蓬田村との境に設置した標柱

ア 基点第51号から真方位78度30分2, 800メートルの点

イ 基点第52号から真方位80度30分2, 800メートルの点

基点第52号 東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱

ウ 基点第51号から真方位78度30分2, 450メートルの点

エ 基点第52号から真方位80度30分2, 700メートルの点

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 東津軽郡蓬田村

6 その他

(1) この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 小型定置又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は、漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。

② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第39号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで	ほや漁業	1月1日から 12月31日まで
	はたてがい漁業	〃		

(2) 漁場の位置 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰地先

(3) 漁場の区域 次の基点第52号、ア、イ及び基点第53号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第52号 東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱

ア 基点第52号から真方位80度30分2, 800メートルの点

イ 基点第53号から真方位82度2, 800メートルの点

基点第53号 青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰

6 その他 この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第40号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種	たい・すずき小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで
共同漁業	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	4月1日から翌年2月末日まで
	しゃこ刺網漁業	4月1日から7月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰地先

(3) 漁場の区域 次の基点第52号、ア、イ及び基点第53号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、小型定置漁業にあつては、基点第52号、ウ、エ及び基点第53号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域とする。

基点第52号 東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱

ア 基点第52号から真方位80度30分2, 800メートルの点

イ 基点第53号から真方位82度2, 800メートルの点

基点第53号 青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱

ウ 基点第52号から真方位80度30分2, 700メートルの点

エ 基点第53号から真方位82度2, 550メートルの点

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰

6 その他

(1) この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 小型定置、底建網又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は、漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。

② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第41号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで	ばかがい漁業	1月1日から 12月31日まで
	あかざらがい漁業	〃	ほたてがい漁業	〃
共同漁業	たこ漁業	〃	ほや漁業	〃
	なまこ漁業	〃		

(2) 漁場の位置 青森市大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢及び大字油川地先

(3) 漁場の区域 次の基点第53号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、A、B、C、D、E、F、G、H、I及びJの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにK、L、M及びNの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにO、P、Q及びRの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第53号 青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱

ア 基点第53号から真方位82度2, 800メートルの点

イ 青森市大字西田沢と大字油川との境に設置した標柱(シ)から真方位55度30分2, 800メートルの点

ウ サ(基点第54号から真方位46度30分2, 800メートルの点)とイとを結ぶ直線上、サから150メートルの点

エ ウから真方位226度30分の線とオから真方位125度30分の線との交点

オ カから真方位86度30分580メートルの点

カ キから真方位37度30分250メートルの点

キ 青森市大字油川、市兵衛川右岸に設置した標柱

基点第54号 青森市大字油川、新井田川左岸に設置した標柱

A 青森市大字油川、油川河口右岸護岸先端から真方位127度30分8メートルの点

B Aから真方位47度167メートルの点

C AとBとを結ぶ直線に対し、Bから右側夾角108度30分297メートルの点

D BとCとを結ぶ直線に対し、Cから右側夾角90度25メートルの点

E CとDとを結ぶ直線に対し、Dから右側夾角90度15メートルの点

F DとEとを結ぶ直線に対し、Eから右側夾角90度2メートルの点

G EとFとを結ぶ直線に対し、Fから左側夾角90度185メートルの点

H FとGとを結ぶ直線に対し、Gから左側夾角97度30分125メートルの点

I GとHとを結ぶ直線に対し、Hから左側夾角90度112.9メートルの点

J HとIとを結ぶ直線に対し、Iから右側夾角90度30.5メートルの点

K 青森市大字油川、天田内川河口右岸護岸先端から真方位128度25.7メートルの点

L Kから真方位39度30分30.5メートルの点

M KとLとを結ぶ直線に対し、Lから右側夾角90度86.5メートルの点

N LとMとを結ぶ直線に対し、Mから右側夾角90度30.5メートルの点

O Nから真方位129度13.3メートルの点

P Oから真方位39度30分30.5メートルの点

Q OとPとを結ぶ直線に対し、Pから右側夾角90度26.5メートルの点

R PとQとを結ぶ直線に対し、Qから右側夾角90度30.5メートルの点

- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで
- 5 関係地区 青森市大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢、大字油川、大字羽白、大字三内、大字大野及び大字新城
- 6 その他 この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第42号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種	かれい・そい小型定置漁業	1月 1日から12月31日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	4月 1日から翌年 2月末日まで
	かに刺網漁業	1月 1日から12月31日まで
	しゃこ刺網漁業	4月 1日から 7月31日まで
	ちか刺網漁業	3月 1日から 7月31日まで
共同漁業	かれい・ひらめ刺網漁業	1月 1日から12月31日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1月 1日から12月31日まで
	かに籠漁業	1月 1日から12月31日まで
	もすそがい籠漁業	1月 1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢及び大字油川地先

(3) 漁場の区域 次の基点第53号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（小型定置網漁業にあつては、基点第53号、ク、ケ、コ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域）。ただし、A、B、C、D、E、F、G、H、I及びJの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにK、L、M及びNの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにO、P、Q及びRの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第53号 青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱

ア 基点第53号から真方位82度2，800メートルの点

イ 青森市大字西田沢と大字油川との境に設置した標柱（シ）から真方位55度30分2，800メートルの点

ウ サ（基点第54号から真方位46度30分2，800メートルの点）とイとを結ぶ直線上、サから150メートルの点

エ ウから真方位226度30分の線とオから真方位125度30分の線との交点

オ カから真方位86度30分580メートルの点

カ キから真方位37度30分250メートルの点

キ 青森市大字油川、市兵衛川右岸に設置した標柱

基点第54号 青森市大字油川、新井田川左岸に設置した標柱

ク 基点第53号から真方位82度2，550メートルの点

ケ シから真方位55度30分2，450メートルの点

コ ウから真方位226度30分の線と基点第54号から真方位46度30分2，200メートルの点とケを結ぶ直線との交点

A 青森市大字油川、油川河口右岸護岸先端から真方位127度30分8メー

トルの点

B Aから真方位47度167メートルの点

C AとBとを結ぶ直線に対し、Bから右側夾角108度30分297メートルの点

D BとCとを結ぶ直線に対し、Cから右側夾角90度25メートルの点

E CとDとを結ぶ直線に対し、Dから右側夾角90度15メートルの点

F DとEとを結ぶ直線に対し、Eから右側夾角90度2メートルの点

G EとFとを結ぶ直線に対し、Fから左側夾角90度185メートルの点

H FとGとを結ぶ直線に対し、Gから左側夾角97度30分125メートルの点

I GとHとを結ぶ直線に対し、Hから左側夾角90度112.9メートルの点

J HとIとを結ぶ直線に対し、Iから右側夾角90度30.5メートルの点

K 青森市大字油川、天田内川河口右岸護岸先端から真方位128度25.7メートルの点

L Kから真方位39度30分30.5メートルの点

M KとLとを結ぶ直線に対し、Lから右側夾角90度86.5メートルの点

N LとMとを結ぶ直線に対し、Mから右側夾角90度30.5メートルの点

O Nから真方位129度13.3メートルの点

P Oから真方位39度30分30.5メートルの点

Q OとPとを結ぶ直線に対し、Pから右側夾角90度26.5メートルの点

R PとQとを結ぶ直線に対し、Qから右側夾角90度30.5メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 青森市大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢、大字油川、大字羽白、大字三内、大字大野及び大字新城

6 その他

(1) この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 小型定置又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は基点第53号とアとを結ぶ線を越えて敷設してはならない。

② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第43号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種	あかざらがい漁業	1月1日から 12月31日まで	なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あさり漁業	〃	ばかがい漁業	〃
共同漁業	あわび漁業	〃	ほたてがい漁業	〃
	いがい漁業	〃	ほや漁業	〃
	うに漁業	〃	わかめ漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森市大字造道、大字八重田、大字原別、大字野内、大字久栗坂及び大字浅虫地先

(3) 漁場の区域 次の基点第55号、ア、イ、ウ、エ及び基点第56号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第55号、カ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにコ、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにセ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ、マ及びリの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにミ、ム、メ、モ、ヤ、ヰ、ユ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにA、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K及びLの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにM、N、O及びPの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにQ、R、S及びTの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにA'、B'、C'及びD'の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにE'、F'、G'、H'、I'、J'及びK'の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第55号 青森市堤川右岸防波堤突端

ア 基点第55号から真方位352度30分3, 400メートルの点

イ オ(青森市大字原別、野内川左岸に設置した標柱)から真方位316度30分2, 800メートルの点

ウ オから真方位320度30分2, 800メートルの点

エ 基点第56号から真方位288度30分2, 800メートルの点

基点第56号 青森市と東津軽郡平内町との境の白根崎に設置した標柱

カ 青森市北防波堤西端

キ カから同堤に沿い400メートル東方の同堤上の点

ク ケから真方位350度30分290メートルの点

ケ 青森市大字造道字沢田97番地2号に設置した標柱

コ 青森市大字八重田、赤川右岸に設置した標柱

サ コから真方位352度30分125メートルの点

- シ スから真方位336度30分120メートルの点
- ス 青森市大字八重田字磯野92番地3号に設置した標柱
- セ 青森市大字野内、東日本旅客鉄道第1浦島架道橋の中央線と線路とが交差する点を通り、線路と直角に交わる線の延長線（以下「架道橋中心延長線」という。）と最大高潮時海岸線との交点から西方3メートルの最大高潮時海岸線上の点
- ソ セを通る架道橋中心延長線との平行線上、セから北方26メートルの点
- タ セとソとを結ぶ直線に対して、直角の線上、ソから東方2メートルの点
- チ タを通る架道橋中心延長線との平行線上タから北方455メートルの点
- ツ タとチとを結ぶ直線に対して直角の線上チから西方203メートルの点
- テ ツを通る架道橋中心延長線との平行線上ツから北方125メートルの点
- ト ツとテとを結ぶ直線に対して直角の線上テから東方18メートルの点
- ナ テとトとを結ぶ直線に対してトから左側夾角39度30分100メートルの点
- ニ トとナとを結ぶ直線に対してナから右側夾角20度の直線とテとヌとを結ぶ直線との交点
- ヌ ツとテとを結ぶ直線に対して直角の線上、テから東方400メートルの点
- ネ ヌを通る架道橋中心延長線との平行線上、ヌから南方125メートルの点
- ノ ヌとネとを結ぶ直線に対して直角の線上、ネから西方173メートルの点
- ハ ノを通る架道橋中心延長線との平行線上、ノから南方171メートルの点
- ヒ ノとハとを結ぶ直線に対して直角の線上、ハから東方10メートルの点
- フ ヒを通る架道橋中心延長線との平行線上、ヒから南方69メートルの点
- ヘ ヒとフとを結ぶ直線に対して直角の線上、フから西方10メートルの点
- ホ ヘを通る架道橋中心延長線との平行線上、へから南方156.7メートルの点
- マ ヘとホとを結ぶ直線に対してホから左側夾角78度5分30秒197.2メートルの点
- ミ 青森市大字浅虫、浅虫川右岸と最大高潮時海岸線との交点
- ム ミから真方位320度30分134メートルの点
- メ ミとムとを結ぶ直線に対して、ムから右側夾角155度75メートルの点
- モ ムとメとを結ぶ直線に対して、メから右側夾角149度233メートルの点
- ヤ メとモとを結ぶ直線に対して、モから左側夾角154度34メートルの点
- ヰ モとヤとを結ぶ直線に対して、ヤから左側夾角118度154メートルの点
- ユ ヤとヰとを結ぶ直線に対して、ヰから右側夾角90度200メートルの点
- エ ヰとユとを結ぶ直線に対して、ユから右側夾角90度の直線と最大高潮時海岸線との交点
- リ ホとマとを結ぶ直線に対して、マから左側夾角191度54分20秒の直線と最大高潮時海岸線との交点

- A 青森市大字野内、野内川右岸河口部日鉦棧橋の浅虫側海岸護岸起点から護岸沿いに77メートルの点
- B Aから真方位342度145メートルの点
- C AとBとを結ぶ直線に対して、Bから右側夾角117度30分28.2メートルの点
- D BとCとを結ぶ直線に対して、Cから左側夾角90度1メートルの点
- E CとDとを結ぶ直線に対して、Dから右側夾角90度14メートルの点
- F DとEとを結ぶ直線に対して、Eから右側夾角90度22メートルの点
- G EとFとを結ぶ直線に対して、Fから右側夾角90度14メートルの点
- H FとGとを結ぶ直線に対して、Gから右側夾角90度2メートルの点
- I GとHとを結ぶ直線に対して、Hから左側夾角90度208メートルの点
- J HとIとを結ぶ直線に対して、Iから左側夾角96度30分12.2メートルの点
- K IとJとを結ぶ直線に対して、Jから右側夾角90度6メートルの点
- L JとKとを結ぶ直線に対して、Kから左側夾角90度14メートルの点
- M Lから真方位51度30メートルの点
- N Mから真方位319度30分33メートルの点
- O MとNとを結ぶ直線に対して、Nから右側夾角92度110メートルの点
- P NとOとを結ぶ直線に対して、Oから右側夾角91度36メートルの点
- Q Pから真方位45度31メートルの点
- R Qから真方位313度30分34メートルの点
- S QとRとを結ぶ直線に対して、Rから右側夾角90度25メートルの点
- T RとSとを結ぶ直線に対して、Sから右側夾角90度30メートルの点
- A' 青森市大字久栗坂地内国道海岸堤防西方突端に設置した標柱
- B' A' から真方位270度17.5メートルの点
- C' D' から真方位276度30分27.5メートルの点
- D' 青森市大字浅虫字山下365番に設置した標柱
- E' L' から真方位226度151メートルの点
- F' L' から真方位240度155.5メートルの点
- G' L' から真方位312度30分56メートルの点
- H' L' から真方位27度108.5メートルの点
- I' M' から真方位288度87.5メートルの点
- J' M' から真方位349度42.5メートルの点
- K' M' から真方位355度27.5メートルの点
- L' 青森市大字浅虫字山下160番6地先に設置した標柱
- M' 青森市大字浅虫字山下160番4地先に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで
- 5 関係地区 青森市千刈、青柳、港町、合浦、佃、茶屋町、小柳、大字駒込、造道、東造道、八重田、原別、矢作、大字矢田前、大字野内、大字久栗坂及び大字浅虫

6 その他 この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第44号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種	たい・すずき小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで
共同漁業	しゃこ刺網漁業	4月1日から7月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字造道、大字八重田、大字原別、大字野内、大字久栗坂及び大字浅虫地先

(3) 漁場の区域 次の基点第55号、ア、イ、ウ、エ及び基点第56号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（小型定置網漁業にあつては、基点第55号、ヨ、ラ、イ、ウ、エ及び基点第56号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域）。ただし、基点第55号、カ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにコ、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにセ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ、マ及びリの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにミ、ム、メ、モ、ヤ、ヰ、ユ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにA、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K及びLの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにM、N、O及びPの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにQ、R、S及びTの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにA'、B'、C'及びD'の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにE'、F'、G'、H'、I'、J'及びK'の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第55号 青森市堤川右岸防波堤突端

ア 基点第55号から真方位352度30分3, 400メートルの点

イ オ（青森市大字原別、野内川左岸に設置した標柱）から真方位316度30分2, 800メートルの点

ウ オから真方位320度30分2, 800メートルの点

エ 基点第56号から真方位288度30分2, 800メートルの点

基点第56号 青森市と東津軽郡平内町との境の白根崎に設置した標柱

カ 青森市北防波堤西端

キ カから同堤に沿い400メートル東方の同堤上の点

ク ケから真方位350度30分290メートルの点

- ケ 青森市大字造道字沢田97番地2号に設置した標柱
- コ 青森市大字八重田、赤川右岸に設置した標柱
- サ コから真方位352度30分125メートルの点
- シ スから真方位336度30分120メートルの点
- ス 青森市大字八重田字磯野92番地3号に設置した標柱
- セ 青森市大字野内、東日本旅客鉄道第1浦島架道橋の中央線と線路とが交差する点を通り、線路と直角に交わる線の延長線（以下「架道橋中心延長線」という。）と最大高潮時海岸線との交点から西方3メートルの最大高潮時海岸線上の点
- ソ セを通る架道橋中心延長線との平行線上、セから北方26メートルの点
- タ セとソとを結ぶ直線に対して、直角の線上、ソから東方2メートルの点
- チ タを通る架道橋中心延長線との平行線上タから北方455メートルの点
- ツ タとチとを結ぶ直線に対して直角の線上チから西方203メートルの点
- テ ツを通る架道橋中心延長線との平行線上ツから北方125メートルの点
- ト ツとテとを結ぶ直線に対して直角の線上テから東方18メートルの点
- ナ テとトとを結ぶ直線に対してトから左側夾角39度30分100メートルの点
- ニ トとナとを結ぶ直線に対してナから右側夾角20度の直線とテとヌとを結ぶ直線との交点
- ヌ ツとテとを結ぶ直線に対して直角の線上、テから東方400メートルの点
- ネ ヌを通る架道橋中心延長線との平行線上、ヌから南方125メートルの点
- ノ ヌとネとを結ぶ直線に対して直角の線上、ネから西方173メートルの点
- ハ ノを通る架道橋中心延長線との平行線上、ノから南方171メートルの点
- ヒ ノとハとを結ぶ直線に対して直角の線上、ハから東方10メートルの点
- フ ヒを通る架道橋中心延長線との平行線上、ヒから南方69メートルの点
- ヘ ヒとフとを結ぶ直線に対して直角の線上、フから西方10メートルの点
- ホ ヘを通る架道橋中心延長線との平行線上、ヘから南方156.7メートルの点
- マ ヘとホとを結ぶ直線に対してホから左側夾角78度5分30秒197.2メートルの点
- ミ 青森市大字浅虫、浅虫川右岸と最大高潮時海岸線との交点
- ム ミから真方位320度30分134メートルの点
- メ ミとムとを結ぶ直線に対して、ムから右側夾角155度75メートルの点
- モ ムとメとを結ぶ直線に対して、メから右側夾角149度233メートルの点
- ヤ メとモとを結ぶ直線に対して、モから左側夾角154度34メートルの点
- ヰ モとヤとを結ぶ直線に対して、ヤから左側夾角118度154メートルの点
- ユ ヤとヰとを結ぶ直線に対して、ヰから右側夾角90度200メートルの点
- エ ヰとユとを結ぶ直線に対して、ユから右側夾角90度の直線と最大高潮時

海岸線との交点

- ヨ 基点第55号から真方位18度2, 600メートルの点
- ラ オから真方位302度30分2, 925メートルの点
- リ ホとマとを結ぶ直線に対して、マから左側夾角191度54分20秒の直線と最大高潮時海岸線との交点
- A 青森市大字野内、野内川右岸河口部日鉦棧橋の浅虫側海岸護岸起点から護岸沿いに77メートルの点
- B Aから真方位342度145メートルの点
- C AとBとを結ぶ直線に対して、Bから右側夾角117度30分282メートルの点
- D BとCとを結ぶ直線に対して、Cから左側夾角90度1メートルの点
- E CとDとを結ぶ直線に対して、Dから右側夾角90度14メートルの点
- F DとEとを結ぶ直線に対して、Eから右側夾角90度22メートルの点
- G EとFとを結ぶ直線に対して、Fから右側夾角90度14メートルの点
- H FとGとを結ぶ直線に対して、Gから右側夾角90度2メートルの点
- I GとHとを結ぶ直線に対して、Hから左側夾角90度208メートルの点
- J HとIとを結ぶ直線に対して、Iから左側夾角96度30分122メートルの点
- K IとJとを結ぶ直線に対して、Jから右側夾角90度6メートルの点
- L JとKとを結ぶ直線に対して、Kから左側夾角90度14メートルの点
- M Lから真方位51度30メートルの点
- N Mから真方位319度30分33メートルの点
- O MとNとを結ぶ直線に対して、Nから右側夾角92度110メートルの点
- P NとOとを結ぶ直線に対して、Oから右側夾角91度36メートルの点
- Q Pから真方位45度31メートルの点
- R Qから真方位313度30分34メートルの点
- S QとRとを結ぶ直線に対して、Rから右側夾角90度25メートルの点
- T RとSとを結ぶ直線に対して、Sから右側夾角90度30メートルの点
- A' 青森市大字久栗坂地内国道海岸堤防西方突端に設置した標柱
- B' A' から真方位270度17.5メートルの点
- C' D' から真方位276度30分27.5メートルの点
- D' 青森市大字浅虫字山下365番に設置した標柱
- E' L' から真方位226度151メートルの点
- F' L' から真方位240度155.5メートルの点
- G' L' から真方位312度30分56メートルの点
- H' L' から真方位27度108.5メートルの点
- I' M' から真方位288度87.5メートルの点
- J' M' から真方位349度42.5メートルの点
- K' M' から真方位355度27.5メートルの点
- L' 青森市大字浅虫字山下160番6地先に設置した標柱

M' 青森市大字浅虫字山下160番4地先に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで
- 5 関係地区 青森市千刈、青柳、港町、合浦、佃、茶屋町、小柳、大字駒込、造道、東造道、八重田、原別、矢作、大字矢田前、大字野内、大字久栗坂及び大字浅虫
- 6 その他
 - (1) この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。
 - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 - ① 小型定置又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は基点第56号とエとを結ぶ線を越えて敷設してはならない。
 - ② ほたてがい養殖業を内容とする区画漁業権の漁場区域より沖合に敷設する小型定置については当該定置の身網に連結して昼間にあつては、縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を、水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては、電灯その他の照明装置を設置して発光させなければならない。
 - ③ 次の甲、乙、丙、エ及び基点第56号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域においては、小型定置漁業を営んではならない。
 - 甲 乙から真方位108度30分の直線と最大高潮時海岸線との交点
 - 乙 青森市大字浅虫裸島西端に設置した標柱
 - 丙 乙から真方位288度30分の直線と、ウ（オ（青森市大字原別、野内川左岸に設置した標柱）から真方位320度30分2,800メートルの点）とエとを結ぶ直線との交点
 - エ 基点第56号から真方位288度30分2,800メートルの点
基点第56号 青森市と東津軽郡平内町との境の白根崎に設置した標柱
 - ④ かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第45号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種	あかざらがい漁業	1月1日から 12月31日まで	なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あさり漁業	〃	ふのり漁業	〃
共同漁業	あまのり漁業	〃	ほたてがい漁業	〃
	あわび漁業	〃	ほや漁業	〃
	いがい漁業	〃	まつも漁業	〃
	うに漁業	〃	もずく漁業	〃
	かき漁業	〃	わかめ漁業	〃
	たこ漁業	〃		

(2) 漁場の位置 東津軽郡平内町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第56号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基点第57号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第56号 青森市と東津軽郡平内町との境の白根崎に設置した標柱

ア 基点第56号から真方位288度30分2, 800メートルの点

イ 東津軽郡平内町大字浪打と大字茂浦との境に設置した標柱から真方位263度30分3, 100メートルの点

ウ 東津軽郡平内町大字茂浦、双子鼻に設置した標柱から真方位286度30分2, 800メートルの点

エ 東津軽郡平内町大字稲生と大字東田沢との境に設置した標柱から真方位295度2, 200メートルの点

オ 東津軽郡平内町大字東田沢、大島北端に設置した標柱(コ)から真方位304度30分2, 800メートルの点

カ コから真方位30分2, 800メートルの点

キ 東津軽郡平内町大字東田沢と大字白砂との境の鼻繰崎に設置した標柱から真方位36度2, 800メートルの点

ク 東津軽郡平内町大字浜子と大字清水川との境に設置した標柱から真方位33度30分3, 600メートルの点

ケ 基点第57号から真方位37度30分4, 900メートルの点

基点第57号 東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱

サ 東津軽郡平内町大字福館、松島に設置した標柱(シ)から真方位318度の直線と最大高潮時海岸線との交点

ス シから真方位236度30分の直線と最大高潮時海岸線との交点

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

- 5 関係地区 東津軽郡平内町
- 6 その他 この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第46号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	ちか小型定置漁業	3月1日から7月31日まで
	かれい・そい小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	たい・すずき小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご小型定置漁業	1月1日から8月31日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで
	そい・めばる底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	さより刺網漁業	5月1日から10月31日まで
	しゃこ刺網漁業	4月1日から7月31日まで
	ぼら刺網漁業	12月1日から翌年4月30日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	さめ・たら刺網漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	あいなめ・そい・たなご刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	うに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡平内町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第56号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基点第57号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第56号 青森市と東津軽郡平内町との境の白根崎に設置した標柱

ア 基点第56号から真方位288度30分2, 800メートルの点

イ 東津軽郡平内町大字浪打と大字茂浦との境に設置した標柱から真方位263度30分3, 100メートルの点

ウ 東津軽郡平内町大字茂浦、双子鼻に設置した標柱から真方位286度30分2, 800メートルの点

エ 東津軽郡平内町大字稲生と大字東田沢との境に設置した標柱から真方位295度2, 200メートルの点

オ 東津軽郡平内町大字東田沢、大島北端に設置した標柱(コ)から真方位304度30分2, 800メートルの点

カ コから真方位30分2, 800メートルの点

キ 東津軽郡平内町大字東田沢と大字白砂との境の鼻線崎に設置した標柱から真方位36度2, 800メートルの点

ク 東津軽郡平内町大字浜子と大字清水川との境に設置した標柱から真方位 3 度 30 分 3, 600 メートルの点

ケ 基点第 57 号から真方位 37 度 30 分 4, 900 メートルの点

基点第 57 号 東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱

サ 東津軽郡平内町大字福館、松島に設置した標柱（シ）から真方位 318 度の直線と最大高潮時海岸線との交点

ス シから真方位 236 度 30 分の直線と最大高潮時海岸線との交点

3 免許予定日 平成 26 年 4 月 1 日

4 申請期間 平成 26 年 1 月 6 日から同年 2 月 14 日まで

5 関係地区 東津軽郡平内町

6 その他

(1) この免許の存続期間は平成 26 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 小型定置網、底建網又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。

② 次の基点第 56 号、ア、甲及び乙の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域においては、小型定置漁業を営んではならない。

基点第 56 号 青森市と東津軽郡平内町との境の白根崎に設置した標柱

ア 基点第 56 号から真方位 288 度 30 分 2, 800 メートルの点

甲 アとイ（東津軽郡平内町大字浪打と大字茂浦との境に設置した標柱から真方位 263 度 30 分 3, 100 メートルの点）とを結んだ直線と乙から真方位 288 度 30 分の直線との交点

乙 国道 4 号線から東津軽郡平内町大字土屋鍵懸部落に至る海岸堤防と、国道 4 号線海岸堤防との接点から東方 45.7 メートルの国道 4 号線海岸堤防上の点

③ かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3 寸 5 分以上とする。

1 公示番号 西共第47号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種	あかざらがい漁業	1月1日から 12月31日まで	たこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あさり漁業	〃	なまこ漁業	〃
共同漁業	あわび漁業	〃	ほたてがい漁業	〃
	いがい漁業	〃	ほや漁業	〃
	うに漁業	〃	もずく漁業	〃

(2) 漁場の位置 上北郡野辺地町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第57号、ア、イ及び基点第58号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ、ケ、コ、サ、カ、キ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにシ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ及びシの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにヒ、フ、ヘ、ホ、マ、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ、ラ、リ及びヒの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第57号 東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱

ア 基点第57号から真方位37度30分4, 900メートルの点

イ 基点第58号から真方位293度30分3, 340メートルの点

基点第58号 上北郡野辺地町と横浜町との境に設置した標柱

ウ 野辺地港西防波堤西側付根から防波堤西側沿線上、北に83メートルの点

エ ウから真方位291度30分10メートルの点

オ ウとエとを結ぶ直線に対してエから右側夾角90度155メートルの点

カ エとオとを結ぶ直線に対してオから右側夾角90度25メートルの点

キ オとカとを結ぶ直線に対してカから右側夾角90度155メートルの点

ク 野辺地港西防波堤西側先端

ケ クとオとを結ぶ直線に対してオから右側夾角93度203メートルの点

コ オとケとを結ぶ直線に対してケから右側夾角88度25メートルの点

サ ケとコとを結ぶ直線に対してコから右側夾角90度30分203メートルの点

シ 野辺地港防波堤と埋立護岸の接点

ス シから真方位342度30分154メートルの点

セ シとスとを結ぶ直線に対してスから右側夾角43度30分128メートルの点

ソ スとセとを結ぶ直線に対してセから左側夾角140度8メートルの点

タ セとソとを結ぶ直線に対してソから左側夾角125度128メートルの点

チ ソとタとを結ぶ直線に対してタから右側夾角40度187メートルの点

ツ タとチとを結ぶ直線に対してチから左側夾角90度84メートルの点

テ チとツとを結ぶ直線に対してツから右側夾角155度18メートルの点

ト ツとテとを結ぶ直線に対してテから右側夾角 134 度 16 メートルの点
 ナ テとトとを結ぶ直線に対してトから右側夾角 142 度 15 メートルの点
 ニ トとナとを結ぶ直線に対してナから右側夾角 148 度 7 メートルの点
 ヌ ナとニとを結ぶ直線に対してニから右側夾角 156 度 30 分 5 メートルの点
 ネ ニとヌとを結ぶ直線に対してヌから左側夾角 100 度 100 メートルの点
 ノ ヌとネとを結ぶ直線に対してネから右側夾角 141 度 30 分 90 メートルの点
 ハ ネとノとを結ぶ直線に対してノから右側夾角 42 度 60 メートルの点
 ヒ 馬門川右岸護岸と馬門海岸護岸とが交わる角から海岸護岸沿線上東方 5 メートルの点
 フ ヒから真方位 59 度 30 分 38 メートルの点
 ヘ ヒとフとを結ぶ直線に対してフから右側夾角 90 度 50 メートルの点
 ホ フとへとを結ぶ直線に対してへから左側夾角 90 度 52.7 メートルの点
 マ へとホとを結ぶ直線に対してホから右側夾角 110 度 24.7 メートルの点
 ミ ホとマとを結ぶ直線に対してマから右側夾角 90 度 109.7 メートルの点
 ム マとミとを結ぶ直線に対してミから右側夾角 80 度 22 メートルの点
 メ ミとムとを結ぶ直線に対してムから右側夾角 120 度 18.5 メートルの点
 モ ムとメとを結ぶ直線に対してメから左側夾角 124 度 26.5 メートルの点
 ヤ メとモとを結ぶ直線に対してモから左側夾角 165 度 30 分 45 メートルの点
 ユ モとヤとを結ぶ直線に対してヤから左側夾角 175 度 52.5 メートルの点
 ヨ ヤとユとを結ぶ直線に対してユから左側夾角 157 度 30 分 27.2 メートルの点
 ラ ユとヨとを結ぶ直線に対してヨから右側夾角 151 度 92 メートルの点
 リ ヨとラとを結ぶ直線に対してラから右側夾角 116 度 18 メートルの点

- | | | |
|---|-------|---|
| 3 | 免許予定日 | 平成 26 年 4 月 1 日 |
| 4 | 申請期間 | 平成 26 年 1 月 6 日から同年 2 月 14 日まで |
| 5 | 関係地区 | 上北郡野辺地町 |
| 6 | その他 | この免許の存続期間は平成 26 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までとする。 |

1 公示番号 西共第48号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	ちか小型定置漁業	3月1日から7月31日まで
	やりいか・こうなご小型定置漁業	1月1日から8月31日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	しゃこ刺網漁業	4月1日から7月31日まで
	ちか刺網漁業	3月1日から7月31日まで
	ぼら刺網漁業	12月1日から翌年4月30日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 上北郡野辺地町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第57号、ア、イ及び基点第58号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ、ケ、コ、サ、カ、キ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにシ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ及びシの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにヒ、フ、ヘ、ホ、マ、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ、ラ、リ及びヒの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第57号 東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱

ア 基点第57号から真方位37度30分4, 900メートルの点

イ 基点第58号から真方位293度30分3, 340メートルの点

基点第58号 上北郡野辺地町と横浜町との境に設置した標柱

ウ 野辺地港西防波堤西側付根から防波堤西側沿線上、北に83メートルの点

エ ウから真方位291度30分10メートルの点

オ ウとエとを結ぶ直線に対してエから右側夾角90度155メートルの点

カ エとオとを結ぶ直線に対してオから右側夾角90度25メートルの点

キ オとカとを結ぶ直線に対してカから右側夾角90度155メートルの点

ク 野辺地港西防波堤西側先端

ケ クとオとを結ぶ直線に対してオから右側夾角93度203メートルの点

コ オとケとを結ぶ直線に対してケから右側夾角88度25メートルの点

サ ケとコとを結ぶ直線に対してコから右側夾角90度30分203メートルの点

シ 野辺地港防波堤と埋立護岸の接点

ス シから真方位342度30分154メートルの点

セ シとスとを結ぶ直線に対してスから右側夾角43度30分128メートル

の点

ソ スとセとを結ぶ直線に対してセから左側夾角140度8メートルの点
タ セとソとを結ぶ直線に対してソから左側夾角125度128メートルの点
チ ソとタとを結ぶ直線に対してタから右側夾角40度187メートルの点
ツ タとチとを結ぶ直線に対してチから左側夾角90度84メートルの点
テ チとツとを結ぶ直線に対してツから右側夾角155度18メートルの点
ト ツとテとを結ぶ直線に対してテから右側夾角134度16メートルの点
ナ テとトとを結ぶ直線に対してトから右側夾角142度15メートルの点
ニ トとナとを結ぶ直線に対してナから右側夾角148度7メートルの点
ヌ ナとニとを結ぶ直線に対してニから右側夾角156度30分5メートルの

点

ネ ニとヌとを結ぶ直線に対してヌから左側夾角100度100メートルの点
ノ ヌとネとを結ぶ直線に対してネから右側夾角141度30分90メートル

の点

ハ ネとノとを結ぶ直線に対してノから右側夾角42度60メートルの点
ヒ 馬門川右岸護岸と馬門海岸護岸とが交わる角から海岸護岸沿線上東方5メ
ートルの点

フ ヒから真方位59度30分38メートルの点

ヘ ヒとフとを結ぶ直線に対してフから右側夾角90度50メートルの点
ホ フとへとを結ぶ直線に対してへから左側夾角90度52.7メートルの点
マ へとホとを結ぶ直線に対してホから右側夾角110度247メートルの点
ミ ホとマとを結ぶ直線に対してマから右側夾角90度109.7メートルの

点

ム マとミとを結ぶ直線に対してミから右側夾角80度22メートルの点
メ ミとムとを結ぶ直線に対してムから右側夾角120度18.5メートルの

点

モ ムとメとを結ぶ直線に対してメから左側夾角124度26.5メートルの

点

ヤ メとモとを結ぶ直線に対してモから左側夾角165度30分45メートル

の点

ユ モとヤとを結ぶ直線に対してヤから左側夾角175度52.5メートルの

点

ヨ ヤとユとを結ぶ直線に対してユから左側夾角157度30分27.2メー
トルの点

点

ラ ユとヨとを結ぶ直線に対してヨから右側夾角151度92メートルの点

リ ヨとラとを結ぶ直線に対してラから右側夾角116度18メートルの点

- | | |
|---------|----------------------|
| 3 免許予定日 | 平成16年4月1日 |
| 4 申請期間 | 平成16年1月6日から同年2月14日まで |
| 5 関係地区 | 上北郡野辺地町 |
| 6 その他 | |

- (1) この免許の存続期間は平成16年4月1日から平成26年3月31日までとする。
- (2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。
- ① 小型定置、底建網又は刺網漁業の網漁具を連結する網及び土俵等は漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。
 - ② 小型定置には標識を設置すること。
 - ③ かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第49号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種	あかざらがい漁業	1月1日から 12月31日まで	なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あさり漁業	〃	なみのこがい漁業	〃
共同漁業	あわび漁業	〃	ばかがい漁業	〃
	いがい漁業	〃	ほたてがい漁業	〃
	うに漁業	〃	ほや漁業	〃

(2) 漁場の位置 上北郡横浜町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第58号、ア、イ、ウ及び基点第59号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第58号 上北郡野辺地町と横浜町との境に設置した標柱

ア 基点第58号から真方位293度30分3, 340メートルの点

イ 上北郡横浜町、三保川右岸漁港防波堤基部から真方位266度3, 300メートルの点

ウ 基点第59号から真方位277度30分3, 700メートルの点

基点第59号 上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 上北郡横浜町

6 その他 この免許の存続期間は平成16年4月1日から平成26年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第50号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	ちか小型定置漁業	3月1日から7月31日まで
	たい・すずき小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご小型定置漁業	1月1日から8月31日まで
	いわし・ふぐ・いか小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで
	ひらめ・そい・すずき底建網漁業	3月1日から12月31日まで
	かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	さより刺網漁業	5月1日から10月31日まで
	しゃこ刺網漁業	4月1日から7月31日まで
	ちか刺網漁業	3月1日から7月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	ます・たい刺網漁業	3月1日から9月30日まで
	かに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 上北郡横浜町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第58号、ア、イ、ウ及び基点第59号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第58号 上北郡野辺地町と横浜町との境に設置した標柱

ア 基点第58号から真方位293度30分3, 340メートルの点

イ 上北郡横浜町、三保川右岸漁港防波堤基部から真方位266度3, 300メートルの点

ウ 基点第59号から真方位277度30分3, 700メートルの点

基点第59号 上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 上北郡横浜町

6 その他

(1) この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 小型定置、底建網又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。

② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第51号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種	あかざらがい漁業	1月1日から 12月31日まで	ばかがい漁業	1月1日から 12月31日まで
	あさり漁業	〃	はまぐり漁業	〃
共同漁業	いがい漁業	〃	ほたてがい漁業	〃
	うに漁業	〃	ほや漁業	〃
	かき漁業	〃	あわび漁業	〃
	なまこ漁業	〃	ふじつぼ漁業	〃
	なみのこがい漁業	〃		

(2) 漁場の位置 むつ市大字中野沢、大字奥内、真砂町、文京町、大平町、並川町、旭町、大湊新町、大字大平、大湊浜町、大湊上町、川守町、宇田町、大湊町、桜木町、大字大湊及び大字城ヶ沢地先

(3) 漁場の区域 次の基点第59号、ア、イ及び基点第60号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第61号、ウ、エ及び基点第62号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第59号 上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱

ア 基点第59号から真方位277度30分3, 700メートルの点

イ むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱(基点第60号)から真方位228度3, 500メートルの点

ウ むつ市大字田名部、下北ふ頭南端(基点第61号)から真方位168度30分7, 000メートルの点

エ むつ市と下北郡川内町との境に設置した標柱(基点第62号)から真方位157度30分3, 540メートルの点

オ むつ市大字大平、大平栈橋(以下「大平栈橋」という。)基部から90メートルの埋立護岸上の点

カ オから大平栈橋の沿直線の平行線上320メートルの点

キ クから大平栈橋の沿直線の平行線上320メートルの点

ク むつ市大字大平、大湊船留防波堤突端

ケ むつ市大字大平、大荒川右岸に設置した標柱

コ ケから真方位141度30分250メートルの点

サ むつ市大字田名部、下北ふ頭西端

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 むつ市大湊町、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町、大湊浜町、大湊新町、大平町、文京町、並川町、山田町、旭町、真砂町、大字大湊、大字城ヶ沢、大字奥内及び大字中野沢

6 その他 この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとす。

る。

1 公示番号 西共第52号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種	ちか小型定置漁業	3月1日から7月31日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで
	かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	しゃこ刺網漁業	4月1日から12月31日まで
共同漁業	ちか刺網漁業	3月1日から7月31日まで
	ぼら刺網漁業	12月1日から翌年4月30日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 　むつ市大字中野沢、大字奥内、真砂町、文京町、大平町、並川町、旭町、大湊新町、大字大平、大湊浜町、大湊上町、川守町、宇田町、大湊町、桜木町、大字大湊及び大字城ヶ沢地先

(3) 漁場の区域 　次の基点第59号、ア、イ及び基点第60号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第61号、ウ、エ及び基点第62号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第59号 上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱

ア 基点第59号から真方位277度30分3, 700メートルの点

イ 　むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱（基点第60号）から真方位228度3, 500メートルの点

ウ 　むつ市大字田名部、下北ふ頭南端（基点第61号）から真方位168度30分7, 000メートルの点

エ 　むつ市と下北郡川内町との境に設置した標柱（基点第62号）から真方位157度30分3, 540メートルの点

オ 　むつ市大字大平、大平栈橋（以下「大平栈橋」という。）基部から90メートルの埋立護岸上の点

カ 　オから大平栈橋の沿直線の平行線上320メートルの点

キ 　クから大平栈橋の沿直線の平行線上320メートルの点

ク 　むつ市大字大平、大湊船留防波堤突端

ケ 　むつ市大字大平、大荒川右岸に設置した標柱

コ 　ケから真方位141度30分250メートルの点

サ 　むつ市大字田名部、下北ふ頭西端

3 免許予定日 　平成26年4月1日

4 申請期間 　平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 　むつ市大湊町、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町、大湊浜町、大湊新町、大平町、文京町、並川町、山田町、旭町、真砂町、大字大湊、大字城ヶ沢、大字奥内及

び大字中野沢

6 その他

- (1) この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。
- (2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。
 - ① 小型定置又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。
 - ② ほたてがい養殖業を内容とする区画漁業権の漁場区域より沖合に敷設する小型定置については、当該定置網の身網に連結して昼間にあつては縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置して発光させなければならない。
 - ③ かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第53号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種	あかがい漁業	1月1日から 12月31日まで	なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あかざらがい漁業	〃	なみのこがい漁業	〃
共同漁業	あさり漁業	〃	ばかがい漁業	〃
	いがい漁業	〃	はまぐり漁業	〃
	うに漁業	〃	ほたてがい漁業	〃
	かき漁業	〃	ほや漁業	〃

(2) 漁場の位置 むつ市大字田名部、南赤川町、松原町及び港町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第60号、ア、イ及び基点第61号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第60号 むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱

ア 基点第60号から真方位288度3', 500メートルの点

イ 基点第61号から真方位168度30分7', 000メートルの点

基点第61号 むつ市大字田名部、下北ふ頭南端

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 むつ市中央、金谷、小川町、本町、田名部町、柳町、栗山町、横迎町、上川町、新町、海老川町、緑町、下北町、港町、仲町、若松町、昭和町、金曲、南町、赤川町、松原町、大曲、南赤川町、大字田名部、緑ヶ丘、十二林、美里町、苔生町、松山町、下北郡東通村大字蒲野沢、大字大利及び大字目名

6 その他 この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第54号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種	ちか小型定置漁業	3月1日から7月31日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで
共同漁業	かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	しゃこ刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	ちか刺網漁業	3月1日から7月31日まで
	ぼら刺網漁業	12月1日から翌年4月30日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 むつ市大字田名部、南赤川町、松原町及び港町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第60号、ア、イ及び基点第61号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第60号 むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱

ア 基点第60号から真方位288度3, 500メートルの点

イ 基点第61号から真方位168度30分7, 000メートルの点

基点第61号 むつ市大字田名部、下北ふ頭南端

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 むつ市中央、金谷、小川町、本町、田名部町、柳町、栗山町、横迎町、上川町、新町、海老川町、緑町、下北町、港町、仲町、若松町、昭和町、金曲、南町、赤川町、松原町、大曲、南赤川町、大字田名部、緑ヶ丘、十二林、美里町、苔生町、松山町、下北郡東通村大字蒲野沢、大字大利及び大字目名

6 その他

(1) この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 小型定置又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。

② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第55号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種	あかざらがい漁業	1月1日から 12月31日まで	なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あさり漁業	〃	ばかがい漁業	〃
共同漁業	あまのり漁業	〃	はまぐり漁業	〃
	あわび漁業	〃	ふのり漁業	〃
	いがい漁業	〃	ほたてがい漁業	〃
	いわむし漁業	〃	ほや漁業	〃
	うに漁業	〃	もずく漁業	〃
	たこ漁業	〃	わかめ漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃		

(2) 漁場の位置 むつ市川内町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第62号、ア、イ及び基点第63号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第62号 むつ市大字城ヶ沢梅ノ木とむつ市川内町袋川との境に設置した標柱

ア 基点第62号から真方位157度30分3, 540メートルの点

イ 基点第63号から真方位168度30分3, 700メートルの点

基点第63号 むつ市川内町蠣崎半右エ門沢とむつ市脇野沢鹿間平との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 下北郡川内町

6 その他 この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第56号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	ちか小型定置漁業	3月1日から7月31日まで
	ます小型定置漁業	5月1日から11月30日まで
	やりいか・こうなご小型定置漁業	1月1日から8月31日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで
	そい・めばる底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	さより刺網漁業	5月1日から10月31日まで
	ちか刺網漁業	3月1日から7月31日まで
	かに・しゃこ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 むつ市川内町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第62号、ア、イ及び基点第63号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第62号 むつ市大字城ヶ沢梅ノ木とむつ市川内町袈川との境に設置した標柱

ア 基点第62号から真方位157度30分3, 540メートルの点

イ 基点第63号から真方位168度30分3, 700メートルの点

基点第63号 むつ市川内町蠣崎半右エ門沢とむつ市脇野沢鹿間平との境に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで
- 5 関係地区 下北郡川内町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 小型定置、底建網又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。
- ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第57号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	あかざらがい漁業	1月1日から 12月31日まで	ふのり漁業	1月1日から 12月31日まで
	あさり漁業	〃	ほたてがい漁業	〃
	あまのり漁業	〃	ほや漁業	〃
	あわび漁業	〃	まつも漁業	〃
	いがい漁業	〃	もずく漁業	〃
	うに漁業	〃	わかめ漁業	〃
	たこ漁業	〃	うみぞうめん漁業	〃
	なまこ漁業	〃		

(2) 漁場の位置 むつ市脇野沢地先

(3) 漁場の区域 次の基点第63号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第25号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第63号 むつ市川内町蠣崎半右エ門沢とむつ市脇野沢鹿間平との境に設置した標柱

ア 基点第63号から真方位168度30分3, 700メートルの点

イ むつ市脇野沢新井田、牛ノ首崎突端から真方位154度30分2, 800メートルの点

ウ むつ市脇野沢九艘泊、芋田に設置した標柱から真方位206度30分1, 900メートルの点

エ むつ市脇野沢、貝崎突端から真方位245度30分1, 900メートルの点

オ むつ市脇野沢、大崎突端から真方位272度30分1, 900メートルの点

カ 基点第25号から真方位277度30分3, 700メートルの点

基点第25号 むつ市脇野沢と佐井村との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 むつ市脇野沢

6 その他 この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第58号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	たい・すずき小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご小型定置漁業	1月1日から8月31日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	ちか刺網漁業	3月1日から7月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 むつ市脇野沢地先

(3) 漁場の区域 次の基点第63号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第25号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第63号 むつ市川内町蠣崎半右エ門沢とむつ市脇野沢鹿間平との境に設置した標柱

ア 基点第63号から真方位168度30分3, 700メートルの点

イ むつ市脇野沢新井田、牛ノ首崎突端から真方位154度30分2, 800メートルの点

ウ むつ市脇野沢九艘泊、芋田に設置した標柱から真方位206度30分1, 900メートルの点

エ むつ市脇野沢、貝崎突端から真方位245度30分1, 900メートルの点

オ むつ市脇野沢、大崎突端から真方位272度30分1, 900メートルの点

カ 基点第25号から真方位277度30分3, 700メートルの点

基点第25号 むつ市脇野沢と佐井村との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 むつ市脇野沢

6 その他

(1) この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 小型定置、底建網又は刺網漁業の網漁具に連結する網及び土俵等は漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。

② 小型定置に標識を設置すること。ただし、ほたてがい養殖業を内容とする区画漁業権の漁場区域より沖合に敷設する小型定置網については当該定置網の身網に連結して昼間にあつて

は、縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置して発光させなければならない。

③ かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第59号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし地びき網漁業	4月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字浜名、大字今別、大字村元および大字山崎地先

(3) 漁場の区域 次の基点第46号、ア、イ及び基点第47号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第46号 東津軽郡外ヶ浜町三厩と今別町との境に設置した標柱

ア 基点第46号から真方位8度30分3, 700メートルの点

イ 基点第47号から真方位290度30分2, 800メートルの点

基点第47号 東津軽郡今別町大字山崎と大字大泊との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 東津軽郡今別町大字浜名、大字今別、大字村元及び大字山崎

6 その他 この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第60号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし・ちか地びき網漁業	3月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館田の沢、字平館門の沢、字平館後田、字平館根岸山居、字平館根岸湯の沢、字平館根岸小川、字平館野田鳴川、字平館野田山下、字平館野田才の神、字平館今津才の神、字平館今津間沢、字平館今津釜の沢、字平館今津尻高、字平館舟岡、字平館石浜尻高川、字平館磯山地先

(3) 漁場の区域 次の基点第49号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第50号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第49号 東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎衛門沢と字平館田の沢との境に設置した標柱

ア 基点第49号から真方位56度30分2, 800メートルの点

イ 東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸山居、字平館根岸湯の沢と字平館根岸小川との境に設置した標柱から真方位89度30分2, 800メートルの点

ウ 東津軽郡外ヶ浜町字平館今津尻高と字平館舟岡との境の尻高川に設置した標柱から真方位87度30分2, 800メートルの点

エ 東津軽郡外ヶ浜町字平館舟岡と字平館磯山との境に設置した標柱から真方位86度10分2, 800メートルの点

オ 基点第50号から真方位85度10分2, 800メートルの点

基点第50号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石浜尻高川と字蟹田塩越との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町字平館田の沢、字平館門の沢、字平館鳥井沢、字平館長屋形、字平館後田、字平館根岸山居、字平館根岸湯の沢、字平館根岸小川、字平館父ヶ沢、字平館野田鳴川、字平館野田山下、字平館野田尻高川、字平館野田才の神、字平館今津才の神、字平館今津間沢、字平館今津釜の沢、字平館今津尻高、字平館今津尻高川、字平館舟岡、字平館石浜尻高川、字平館磯山地先

6 その他 この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第61号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし・ちか地びき網漁業	3月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡蓬田村地先

(3) 漁場の区域 次の基点第51号、ア、イ及び基点第52号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、小型定置漁業にあつては、基点第51号、ウ、エ及び基点第52号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域とする。

基点第51号 東津軽郡外ヶ浜町と蓬田村との境に設置した標柱

ア 基点第51号から真方位78度30分2, 800メートルの点

イ 基点第52号から真方位80度30分2, 800メートルの点

基点第52号 東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱

ウ 基点第51号から真方位78度30分2, 450メートルの点

エ 基点第52号から真方位80度30分2, 700メートルの点

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 東津軽郡蓬田村

6 その他 この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第62号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし・ちか地びき網漁業	3月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰地先

(3) 漁場の区域 次の基点第52号、ア、イ及び基点第53号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、小型定置漁業にあつては、基点第52号、ウ、エ及び基点第53号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域とする。

基点第52号 東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱

ア 基点第52号から真方位80度30分2, 800メートルの点

イ 基点第53号から真方位82度2, 800メートルの点

基点第53号 青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱

ウ 基点第52号から真方位80度30分2, 700メートルの点

エ 基点第53号から真方位82度2, 550メートルの点

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰

6 その他 この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第63号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし・ちか地びき網漁業	3月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢及び大字油川地先

(3) 漁場の区域 次の基点第53号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（小型定置網漁業にあつては、基点第53号、ク、ケ、コ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域）。ただし、A、B、C、D、E、F、G、H、I及びJの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにK、L、M及びNの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにO、P、Q及びRの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第53号 青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱

ア 基点第53号から真方位82度2, 800メートルの点

イ 青森市大字西田沢と大字油川との境に設置した標柱（シ）から真方位55度30分2, 800メートルの点

ウ サ（基点第54号から真方位46度30分2, 800メートルの点）とイとを結ぶ直線上、サから150メートルの点

エ ウから真方位226度30分の線とオから真方位125度30分の線との交点

オ カから真方位86度30分580メートルの点

カ キから真方位37度30分250メートルの点

キ 青森市大字油川、市兵衛川右岸に設置した標柱

基点第54号 青森市大字油川、新井田川左岸に設置した標柱

ク 基点第53号から真方位82度2, 550メートルの点

ケ シから真方位55度30分2, 450メートルの点

コ ウから真方位226度30分の線と基点第54号から真方位46度30分2, 200メートルの点とケを結ぶ直線との交点

A 青森市大字油川、油川河口右岸護岸先端から真方位127度30分8メートルの点

B Aから真方位47度167メートルの点

C AとBとを結ぶ直線に対し、Bから右側夾角108度30分297メートルの点

D BとCとを結ぶ直線に対し、Cから右側夾角90度25メートルの点

E CとDとを結ぶ直線に対し、Dから右側夾角90度15メートルの点

F DとEとを結ぶ直線に対し、Eから右側夾角90度2メートルの点

- G EとFとを結ぶ直線に対し、Fから左側夾角90度185メートルの点
- H FとGとを結ぶ直線に対し、Gから左側夾角97度30分125メートルの点
- I GとHとを結ぶ直線に対し、Hから左側夾角90度112.9メートルの点
- J HとIとを結ぶ直線に対し、Iから右側夾角90度30.5メートルの点
- K 青森市大字油川、天田内川河口右岸護岸先端から真方位128度25.7メートルの点
- L Kから真方位39度30分30.5メートルの点
- M KとLとを結ぶ直線に対し、Lから右側夾角90度86.5メートルの点
- N LとMとを結ぶ直線に対し、Mから右側夾角90度30.5メートルの点
- O Nから真方位129度13.3メートルの点
- P Oから真方位39度30分30.5メートルの点
- Q OとPとを結ぶ直線に対し、Pから右側夾角90度26.5メートルの点
- R PとQとを結ぶ直線に対し、Qから右側夾角90度30.5メートルの点

- 3 免許予定日 平成16年4月1日
- 4 申請期間 平成16年1月6日から同年2月14日まで
- 5 関係地区 青森市大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢、大字油川、大字羽白、大字三内、大字大野及び大字新城
- 6 その他 この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第64号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし・ちか地びき網漁業	3月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 青森市大字造道、大字八重田、大字原別、大字野内、大字久栗坂及び大字浅虫地先

(3) 漁場の区域 次の基点第55号、ア、イ、ウ、エ及び基点第56号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（小型定置網漁業にあつては、基点第55号、ヨ、ラ、イ、ウ、エ及び基点第56号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域）。ただし、基点第55号、カ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにコ、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにセ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ、マ及びリの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにミ、ム、メ、モ、ヤ、ヰ、ユ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにA、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K及びLの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにM、N、O及びPの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにQ、R、S及びTの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにA'、B'、C'及びD'の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにE'、F'、G'、H'、I'、J'及びK'の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第55号 青森市堤川右岸防波堤突端

ア 基点第55号から真方位352度30分3, 400メートルの点

イ オ（青森市大字原別、野内川左岸に設置した標柱）から真方位316度30分2, 800メートルの点

ウ オから真方位320度30分2, 800メートルの点

エ 基点第56号から真方位288度30分2, 800メートルの点

基点第56号 青森市と東津軽郡平内町との境の白根崎に設置した標柱

カ 青森市北防波堤西端

キ カから同堤に沿い400メートル東方の同堤上の点

ク ケから真方位350度30分290メートルの点

ケ 青森市大字造道字沢田97番地2号に設置した標柱

コ 青森市大字八重田、赤川右岸に設置した標柱

サ コから真方位352度30分125メートルの点

シ スから真方位336度30分120メートルの点

ス 青森市大字八重田字磯野92番地3号に設置した標柱

- セ 青森市大字野内、東日本旅客鉄道第1浦島架道橋の中央線と線路とが交差する点を通り、線路と直角に交わる線の延長線（以下「架道橋中心延長線」という。）と最大高潮時海岸線との交点から西方3メートルの最大高潮時海岸線上の点
- ソ セを通る架道橋中心延長線との平行線上、セから北方26メートルの点
- タ セとソとを結ぶ直線に対して、直角の線上、ソから東方2メートルの点
- チ タを通る架道橋中心延長線との平行線上タから北方45.5メートルの点
- ツ タとチとを結ぶ直線に対して直角の線上チから西方20.3メートルの点
- テ ツを通る架道橋中心延長線との平行線上ツから北方12.5メートルの点
- ト ツとテとを結ぶ直線に対して直角の線上テから東方1.8メートルの点
- ナ テとトとを結ぶ直線に対してトから左側夾角39度30分10.0メートルの点
- ニ トとナとを結ぶ直線に対してナから右側夾角20度の直線とテとヌとを結ぶ直線との交点
- ヌ ツとテとを結ぶ直線に対して直角の線上、テから東方40.0メートルの点
- ネ ヌを通る架道橋中心延長線との平行線上、ヌから南方12.5メートルの点
- ノ ヌとネとを結ぶ直線に対して直角の線上、ネから西方17.3メートルの点
- ハ ノを通る架道橋中心延長線との平行線上、ノから南方17.1メートルの点
- ヒ ノとハとを結ぶ直線に対して直角の線上、ハから東方1.0メートルの点
- フ ヒを通る架道橋中心延長線との平行線上、ヒから南方6.9メートルの点
- ヘ ヒとフとを結ぶ直線に対して直角の線上、フから西方1.0メートルの点
- ホ ヘを通る架道橋中心延長線との平行線上、ヘから南方15.6.7メートルの点
- マ ヘとホとを結ぶ直線に対してホから左側夾角78度5分30秒197.2メートルの点
- ミ 青森市大字浅虫、浅虫川右岸と最大高潮時海岸線との交点
- ム ミから真方位320度30分13.4メートルの点
- メ ミとムとを結ぶ直線に対して、ムから右側夾角15.5度7.5メートルの点
- モ ムとメとを結ぶ直線に対して、メから右側夾角14.9度23.3メートルの点
- ヤ メとモとを結ぶ直線に対して、モから左側夾角15.4度3.4メートルの点
- ヰ モとヤとを結ぶ直線に対して、ヤから左側夾角11.8度15.4メートルの点
- ユ ヤとヰとを結ぶ直線に対して、ヰから右側夾角90度20.0メートルの点
- エ ヰとユとを結ぶ直線に対して、ユから右側夾角90度の直線と最大高潮時海岸線との交点
- ヨ 基点第55号から真方位18度2,60.0メートルの点
- ラ オから真方位30.2度30分2,92.5メートルの点
- リ ホとマとを結ぶ直線に対して、マから左側夾角19.1度5.4分20.0秒の直線と最大高潮時海岸線との交点

- A 青森市大字野内、野内川右岸河口部日鉦棧橋の浅虫側海岸護岸起点から護岸沿いに77メートルの点
- B Aから真方位342度145メートルの点
- C AとBとを結ぶ直線に対して、Bから右側夾角117度30分282メートルの点
- D BとCとを結ぶ直線に対して、Cから左側夾角90度1メートルの点
- E CとDとを結ぶ直線に対して、Dから右側夾角90度14メートルの点
- F DとEとを結ぶ直線に対して、Eから右側夾角90度22メートルの点
- G EとFとを結ぶ直線に対して、Fから右側夾角90度14メートルの点
- H FとGとを結ぶ直線に対して、Gから右側夾角90度2メートルの点
- I GとHとを結ぶ直線に対して、Hから左側夾角90度208メートルの点
- J HとIとを結ぶ直線に対して、Iから左側夾角96度30分122メートルの点
- K IとJとを結ぶ直線に対して、Jから右側夾角90度6メートルの点
- L JとKとを結ぶ直線に対して、Kから左側夾角90度14メートルの点
- M Lから真方位51度30メートルの点
- N Mから真方位319度30分33メートルの点
- O MとNとを結ぶ直線に対して、Nから右側夾角92度110メートルの点
- P NとOとを結ぶ直線に対して、Oから右側夾角91度36メートルの点
- Q Pから真方位45度31メートルの点
- R Qから真方位313度30分34メートルの点
- S QとRとを結ぶ直線に対して、Rから右側夾角90度25メートルの点
- T RとSとを結ぶ直線に対して、Sから右側夾角90度30メートルの点
- A' 青森市大字久栗坂地内国道海岸堤防西方突端に設置した標柱
- B' A' から真方位270度17.5メートルの点
- C' D' から真方位276度30分27.5メートルの点
- D' 青森市大字浅虫字山下365番に設置した標柱
- E' L' から真方位226度151メートルの点
- F' L' から真方位240度155.5メートルの点
- G' L' から真方位312度30分56メートルの点
- H' L' から真方位27度108.5メートルの点
- I' M' から真方位288度87.5メートルの点
- J' M' から真方位349度42.5メートルの点
- K' M' から真方位355度27.5メートルの点
- L' 青森市大字浅虫字山下160番6地先に設置した標柱
- M' 青森市大字浅虫字山下160番4地先に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成26年4月1日
- 4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで
- 5 関係地区 青森市千刈、青柳、港町、合浦、佃、茶屋町、小柳、大字駒込、造道、東造道、八重田、原別、矢作、大字矢田前、大字野内、大字久栗坂及び大字浅虫

6 その他 この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第65号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし・ちか地びき網漁業	3月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡平内町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第56号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基点第57号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第56号 青森市と東津軽郡平内町との境の白根崎に設置した標柱

ア 基点第56号から真方位288度30分2, 800メートルの点

イ 東津軽郡平内町大字浪打と大字茂浦との境に設置した標柱から真方位263度30分3, 100メートルの点

ウ 東津軽郡平内町大字茂浦、双子鼻に設置した標柱から真方位286度30分2, 800メートルの点

エ 東津軽郡平内町大字稲生と大字東田沢との境に設置した標柱から真方位295度2, 200メートルの点

オ 東津軽郡平内町大字東田沢、大島北端に設置した標柱(コ)から真方位304度30分2, 800メートルの点

カ コから真方位30分2, 800メートルの点

キ 東津軽郡平内町大字東田沢と大字白砂との境の鼻繰崎に設置した標柱から真方位36度2, 800メートルの点

ク 東津軽郡平内町大字浜子と大字清水川との境に設置した標柱から真方位33度30分3, 600メートルの点

ケ 基点第57号から真方位37度30分4, 900メートルの点

基点第57号 東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱

サ 東津軽郡平内町大字福館、松島に設置した標柱(シ)から真方位318度の直線と最大高潮時海岸線との交点

ス シから真方位236度30分の直線と最大高潮時海岸線との交点

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 東津軽郡平内町

6 その他 この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第66号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし・ちか地びき網漁業	3月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 上北郡野辺地町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第57号、ア、イ及び基点第58号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ、ケ、コ、サ、カ、キ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにシ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ及びシの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにヒ、フ、ヘ、ホ、マ、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ、ラ、リ及びヒの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第57号 東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱

ア 基点第57号から真方位37度30分4, 900メートルの点

イ 基点第58号から真方位293度30分3, 340メートルの点

基点第58号 上北郡野辺地町と横浜町との境に設置した標柱

ウ 野辺地港西防波堤西側付根から防波堤西側沿線上、北に83メートルの点

エ ウから真方位291度30分10メートルの点

オ ウとエとを結ぶ直線に対してエから右側夾角90度155メートルの点

カ エとオとを結ぶ直線に対してオから右側夾角90度25メートルの点

キ オとカとを結ぶ直線に対してカから右側夾角90度155メートルの点

ク 野辺地港西防波堤西側先端

ケ クとオとを結ぶ直線に対してオから右側夾角93度203メートルの点

コ オとケとを結ぶ直線に対してケから右側夾角88度25メートルの点

サ ケとコとを結ぶ直線に対してコから右側夾角90度30分203メートルの点

シ 野辺地港防波堤と埋立護岸の接点

ス シから真方位342度30分154メートルの点

セ シとスとを結ぶ直線に対してスから右側夾角43度30分128メートルの点

ソ スとセとを結ぶ直線に対してセから左側夾角140度8メートルの点

タ セとソとを結ぶ直線に対してソから左側夾角125度128メートルの点

チ ソとタとを結ぶ直線に対してタから右側夾角40度187メートルの点

ツ タとチとを結ぶ直線に対してチから左側夾角90度84メートルの点

テ チとツとを結ぶ直線に対してツから右側夾角155度18メートルの点

ト ツとテとを結ぶ直線に対してテから右側夾角134度16メートルの点

ナ テとトとを結ぶ直線に対してトから右側夾角142度15メートルの点

ニ トとナとを結ぶ直線に対してナから右側夾角148度7メートルの点

ヌ ナとニとを結ぶ直線に対してニから右側夾角156度30分5メートルの点

点

ネ ニとヌとを結ぶ直線に対してヌから左側夾角100度100メートルの点

ノ ヌとネとを結ぶ直線に対してネから右側夾角141度30分90メートルの点

ハ ネとノとを結ぶ直線に対してノから右側夾角42度60メートルの点

ヒ 馬門川右岸護岸と馬門海岸護岸とが交わる角から海岸護岸沿線上東方5メートルの点

フ ヒから真方位59度30分38メートルの点

ヘ ヒとフとを結ぶ直線に対してフから右側夾角90度50メートルの点

ホ フとへとを結ぶ直線に対してへから左側夾角90度52.7メートルの点

マ へとホとを結ぶ直線に対してホから右側夾角110度247メートルの点

ミ ホとマとを結ぶ直線に対してマから右側夾角90度109.7メートルの点

ム マとミとを結ぶ直線に対してミから右側夾角80度22メートルの点

メ ミとムとを結ぶ直線に対してムから右側夾角120度18.5メートルの点

モ ムとメとを結ぶ直線に対してメから左側夾角124度26.5メートルの点

ヤ メとモとを結ぶ直線に対してモから左側夾角165度30分45メートルの点

ユ モとヤとを結ぶ直線に対してヤから左側夾角175度52.5メートルの点

ヨ ヤとユとを結ぶ直線に対してユから左側夾角157度30分27.2メートルの点

ラ ユとヨとを結ぶ直線に対してヨから右側夾角151度92メートルの点

リ ヨとラとを結ぶ直線に対してラから右側夾角116度18メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 上北郡野辺地町

6 その他 この免許の存続期間は平成16年4月1日から平成26年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第67号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし・ちか地びき網漁業	3月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 上北郡横浜町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第58号、ア、イ、ウ及び基点第59号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第58号 上北郡野辺地町と横浜町との境に設置した標柱

ア 基点第58号から真方位293度30分3, 340メートルの点

イ 上北郡横浜町、三保川右岸漁港防波堤基部から真方位266度3, 300メートルの点

ウ 基点第59号から真方位277度30分3, 700メートルの点

基点第59号 上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 上北郡横浜町

6 その他 この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第68号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし・ちか地びき網漁業	3月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 むつ市大字中野沢、大字奥内、真砂町、文京町、大平町、並川町、旭町、大湊新町、大字大平、大湊浜町、大湊上町、川守町、宇田町、大湊町、桜木町、大字大湊及び大字城ヶ沢地先

(3) 漁場の区域 次の基点第59号、ア、イ及び基点第60号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第61号、ウ、エ及び基点第62号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次のオ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第59号 上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱

ア 基点第59号から真方位277度30分3, 700メートルの点

イ むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱(基点第60号)から真方位228度3, 500メートルの点

ウ むつ市大字田名部、下北ふ頭南端(基点第61号)から真方位168度30分7, 000メートルの点

エ むつ市と下北郡川内町との境に設置した標柱(基点第62号)から真方位157度30分3, 540メートルの点

オ むつ市大字大平、大平栈橋(以下「大平栈橋」という。)基部から90メートルの埋立護岸上の点

カ オから大平栈橋の沿直線の平行線上320メートルの点

キ クから大平栈橋の沿直線の平行線上320メートルの点

ク むつ市大字大平、大湊船留防波堤突端

ケ むつ市大字大平、大荒川右岸に設置した標柱

コ ケから真方位141度30分250メートルの点

サ むつ市大字田名部、下北ふ頭西端

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 むつ市大湊町、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町、大湊浜町、大湊新町、大平町、文京町、並川町、山田町、旭町、真砂町、大字大湊、大字城ヶ沢、大字奥内及び大字中野沢

6 その他 この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第69号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし・ちか地びき網漁業	3月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 むつ市大字田名部、南赤川町、松原町及び港町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第60号、ア、イ及び基点第61号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第60号 むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱

ア 基点第60号から真方位288度3,500メートルの点

イ 基点第61号から真方位168度30分7,000メートルの点

基点第61号 むつ市大字田名部、下北ふ頭南端

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 むつ市中央、金谷、小川町、本町、田名部町、柳町、栗山町、横迎町、上川町、新町、海老川町、緑町、下北町、港町、仲町、若松町、昭和町、金曲、南町、赤川町、松原町、大曲、南赤川町、大字田名部、緑ヶ丘、十二林、美里町、苔生町、松山町、下北郡東通村大字蒲野沢、大字大利及び大字目名

6 その他 この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第70号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし・ちか地びき網漁業	3月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 むつ市川内町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第62号、ア、イ及び基点第63号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第62号 むつ市大字城ヶ沢梅ノ木とむつ市川内町袈川との境に設置した標柱

ア 基点第62号から真方位157度30分3, 540メートルの点

イ 基点第63号から真方位168度30分3, 700メートルの点

基点第63号 むつ市川内町蠣崎半右エ門沢とむつ市脇野沢鹿間平との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 下北郡川内町

6 その他 この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第71号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種 共同漁業	いわし地びき網漁業	4月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 むつ市脇野沢地先

(3) 漁場の区域 次の基点第63号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第25号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第63号 むつ市川内町蠣崎半右エ門沢とむつ市脇野沢鹿間平との境に設置した標柱

ア 基点第63号から真方位168度30分3, 700メートルの点

イ むつ市脇野沢新井田、牛ノ首崎突端から真方位154度30分2, 800メートルの点

ウ むつ市脇野沢九艘泊、芋田に設置した標柱から真方位206度30分1, 900メートルの点

エ むつ市脇野沢、貝崎突端から真方位245度30分1, 900メートルの点

オ むつ市脇野沢、大崎突端から真方位272度30分1, 900メートルの点

カ 基点第25号から真方位277度30分3, 700メートルの点

基点第25号 むつ市脇野沢と佐井村との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成26年4月1日

4 申請期間 平成26年1月6日から同年2月14日まで

5 関係地区 むつ市脇野沢

6 その他 この免許の存続期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。